

資料編

資料 1	三股町防災会議条例	1
資料 2	三股町災害対策本部条例	3
資料 3	三股町災害対策本部設置規程	4
別表 3-1	三股町災害対策本部(水防)本部組織図	6
別表 3-2	別表第2(第7条関係)分掌事務	7
資料 4	三股町災害対策本部運営要領	10
資料 5	三股町災害警戒室設置要綱	14
資料 6	三股町小災害り災者援護要綱	16
資料 7	三股町防災行政無線施設の管理に関する規則	17
別表 7-1	無線施設の名称及び設置場所	22
別表 7-2	様式第1号(第18条第1項関係)放送申込書	27
別表 7-3	様式第2号(第24条第2項関係)借用書	28
別表 7-4	様式第3号(第26条関係)返納届	29
資料 8	三股町消防団条例	30
資料 9	三股町消防団規則	39
別表 9-1	消防団の区域及び定員	41
資料 10	三股町水防協議会条例	42
資料 11	三股町自主防災組織規約	44
別表 11-1	第6条関係 別表 自主防災組織(隊)の担当する役割	46
別表 11-2	自主防災組織(隊)の編成(例)	47
別表 11-3	三股町防災士連絡協議会	48
資料 12	宮崎県消防相互応援協定	49
資料 13	宮崎県市町村防災相互応援協定	51
資料 13-1	都城広域定住自立圏災害時相互応援協定	53
資料 14	応援協定書	56
別表 14-1	三股町建設業会 会員名簿	58
資料 15	応援協定書	59
資料 16	災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定書	61
別表 16-1	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書 名簿	63
資料 17	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	64
別表 17-1	災害時における燃料等の供給に関する協定書 名簿	66
資料 18	三股町とその他の事業者との応援協定	67
資料 19	宮崎県が締結している応援協定	70
資料 20	三股町内の危険物施設等	71
資料 21	宮崎県災害対策現地合同本部設置要綱	73
別紙 21-1	1 現地合同調整本部設置に関する情報伝達系統	74
別表 21-2	2 現地合同調整本部の業務分担(基準)	75

別表 2 1 - 3	関係行政機関連絡一覧表.....	7 6
資料 2 2	被害状況調査員割付表（自治公民館別）.....	7 8
資料 2 3	都城市郡医師会災害医療計画.....	7 9
資料 2 4	三股町内・近隣の国公立・公的医療機関 及び都城市内の病院(一部).....	8 1
資料 2 5	三股町災害危険箇所(位置図)(データ管理).....	8 2
資料 2 6	三股町の指定避難所.....	8 3
資料 2 7	三股町内の災害時に設置するヘリポート (指定緊急避難場所).....	8 4
資料 2 8	三股町災害危険箇所総括表(データ管理).....	8 5
資料 2 9	三股町災害危険箇所・区域一覧表(データ管理・).....	8 6
資料 3 0	三股町土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域数.....	8 7
資料 3 0 - 1	三股町土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域指定（急傾斜）.....	8 8
資料 3 0 - 2	三股町土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域指定（土石流）.....	9 3
資料 3 0 - 3	三股町土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域指定（地すべり）.....	9 5
資料 3 0 - 4	要配慮者利用施設.....	9 6
資料 3 1 - 1	指定避難路一覧.....	9 7
資料 3 1 - 2	指定避難路位置図.....	1 0 2
資料 3 2	三股町災害対策(水防)本部事務区分表.....	1 0 3
資料 3 3	三股町土砂災害・洪水ハザードマップ.....	1 0 8

○三股町防災会議条例

(昭和 38 年 7 月 8 日条例第 14 号)

改正 最終 平成 24 年 12 月 28 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、三股町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三股町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊都城駐屯地司令
 - (3) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 都城市消防局長
 - (6) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (7) 教育委員会教育長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号及び第 10 号の委員の定数は、それぞれ町長が定めるものとする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年10月4日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

○三股町災害対策本部条例

(昭和 38 年 7 月 8 日条例第 15 号)

改正 最終 平成 24 年 12 月 28 日条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、三股町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。

(職務)

第 2 条 三股町災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

2 三股町災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 三股町災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部に別に定めるところにより、部その他の組織を置く。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 14 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○三股町災害対策本部設置規程

(昭和 61 年 12 月 22 日訓令第 4 号)

改正 最終 平成 19 年 2 月 1 日訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 町長は非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、緊急に災害情報の伝達と被害状況の把握を行い、あわせて被害の防止及び災害の緊急復旧対策を樹立するため、三股町災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、副本部長及び別表第 1 に掲げる者(以下「本部員」という。)をもって組織する。

第 3 条 本部長は町長、副本部長は副町長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を統轄する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長の職務を代行する。

4 本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務対策部長が本部長の職務を代行する。

第 4 条 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。また、必要に応じ副部長及び副班長を置くことができる。

2 部長、副部長、班長及び副班長は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第 5 条 本部に本部会議を置き、災害対策その他災害に関する重要な事項について協議する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、部長、副部長、班長及び副班長をもって組織し、必要に応じ本部長が招集する。

(職務)

第 6 条 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは部長の職務を代行する。

3 班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは班長の職務を代行する。

5 班員は、班の事務を処理する。

(分掌事務)

第 7 条 各部及び各班の分掌事務は別表第 2 に定めるところによる。

(事務の優先)

第 8 条 災害予防及び災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して行うものとする。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 三股町災害対策本部設置規程(昭和 31 年告示第 17 号)は、廃止する。

附 則(平成元年 9 月 29 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 25 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

三股町災害対策（水防）本部組織図

別表第 1

◎部長 ○副部長 ▲ 班長

三股町災害対策本部	総務対策部 ◎総務課長 ○税務財政課長	統括班	▲総務課（補佐等）	総務課職員 会計課職員 税務財政課職員 議会事務局職員 ※自治公民館長
		財政管財班	▲会計課長 △税務財政課（補佐等）	
		情報分析班	▲総務課（補佐等）	
		広報・報道班	▲総務課（補佐等）	
		地区対策班	▲議会事務局長	
	福祉対策部 ◎福祉課長 ○高齢者支援課長	避難対策班	▲高齢者支援課（補佐等） △福祉課（補佐等）	福祉課職員 高齢者支援課
		福祉班	▲福祉課（補佐等）	
保健対策部 ◎町民保健課長 ○環境水道課長	救護班	▲町民保健課（補佐等） △町民保健課（補佐等）	町民保健課 環境水道課	
	給水班	▲環境水道課（補佐等）		
	下水道班	▲環境水道課（補佐等）		
	環境保全班	▲環境水道課（補佐等）		
三股町災害対策本部会議	経済対策部 ◎農業振興課長 ○企画商工課長	農林班	▲農業振興課（補佐等）	農業振興課職員 企画商工課職員
		畜産班	▲農業振興課（補佐等）	
		農地班	▲農業振興課（補佐等）	
		商工観光班	▲企画商工課（補佐等）	
建設対策部 ◎都市整備課長	土木班	▲都市整備課（補佐等）	都市整備課職員	
	建築班	▲都市整備課（補佐等）		
文教対策部 ◎教育長 ○教育課長	学校教育班	▲教育課（補佐等）	教育課職員 ※給食センター職員	
	社会教育班	▲教育課（補佐等） △教育課（補佐等）		
水防・消防対策部 ◎消防団長 ○消防団副団長	消防班	▲消防団各部長	※消防団員	

別表第 2(第 7 条関係)

分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務 対策部	統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関すること。 2 本部会議及び防災会議に関すること。 3 関係機関・団体との連絡調整及び応援要請に関すること。 4 被害状況の集計及び報告に関すること。 5 本部・各部及び総務対策部内の連絡調整に関すること。 6 その他、他の部に属しない事項。
	財政 管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算及び資金に関すること。 2 庁舎内外の管理及び整備に関すること。 3 車両の配置及び物資等の輸送に関すること。 4 災害対策の機材物資等の購入に関すること。 5 義援金品の受付保管に関すること。
	情報 分析班	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報、警報等の伝達及び災害広報に関すること。 2 災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 3 公務災害保償、被災職員への給付及び援助に関すること。
	広報・ 報道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び広報に関すること。 2 災害現場の取材（映像の記録等）に関すること。 3 マスコミ関係者の取材に関すること
	地区対策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区対策本部の設置協力及び実施体制に関すること。 2 地区の災害の伝達・広報・報告に関すること。 3 被災者の救護及び避難所の管理に関すること。 4 地区水防及び消防団の援助に関すること。 5 地区内の連絡調整に関すること。 6 地区内の自主防災組織に関すること。
福祉 対策部	避難 対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。 2 避難所、収容所等の設置に関すること。 3 被災者等の災害救助及び救出並びに避難に関すること。 4 避難所等の現地援護に関すること。

	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災世帯の調査及び固定資産(建築物)の被害調査に関する事。 2 災害救助物資等の配布に関する事。 3 被災者に対する炊出しに関する事。 4 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事。 5 福祉対策部内の連絡調整に関する事。
保健 対策部	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現地における応急救護に関する事。 2 医療資材及び医薬品の確保に関する事。 3 避難所、収容所等の衛生管理に関する事。 4 災害時の防疫等に関する事。 5 保健衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の給水に関する事。 2 給水、修理等の資材確保に関する事。 3 保健対策部内の連絡調整に関する事。 4 上水道施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急トイレの設置及び維持管理に関する事。 2 公共下水道の応急対策及び被害調査に関する事。
	環境 保全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の推計・実行の策定に関する事。 2 一般廃棄物の緊急処理に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事（避難所のし尿処理に関する事）。 4 災害廃棄物の応援・調整に関する事。 5 衛生班の編成、運用に関する事。 6 町内の清掃に係る業務（ゴミ、瓦礫の処理等）に関する事。
経済 対策部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業用施設(農用地及び畜産用施設を除く。)の災害対策及び被害調査に関する事。 2 町有林の災害対策及び被害調査に関する事。 3 農林水産物(畜産物を除く。)の災害対策及び被害調査に関する事。 4 災害対策用木材及び製材品の確保に関する事。
	畜産班	<ol style="list-style-type: none"> 1 畜産施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 飼料、家畜等の災害対策及び被害調査に関する事。 3 災害時の家畜防疫に関する事。 4 経済対策部内の連絡調整に関する事。
	農地班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農地用施設の災害対策並びに被害調査に関する事。 2 農道及び農業用水路等の災害対策並びに被害調査に関する事。

	商工 観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の災害対策及び被害調査に関する事。 2 災害時の衣料その他の生活必需品の需給に関する事。 3 災害時の食糧品の需給に関する事。 4 商工観光施設の災害対策及び被害調査に関する事。
建設 対策部	土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等土木施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 都市計画街路・下水路施設の災害対策及び被害調査に関する事。 3 公園施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4 建設対策部内の連絡調整に関する事。
	建築班	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物及び町営住宅の災害対策並びに被害調査に関する事。 2 災害時の応急仮設住宅の建設に関する事。
文教 対策部	学校 教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 児童生徒の避難に関する事。 3 災害時の学校給食に関する事。 4 教育関係義援金品等の受付に関する事。
	社会 教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の活動に協力する社会教育団体に関する事。 2 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 3 社会体育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4 文教対策部内の連絡調整に関する事。
水防・ 消防 対策部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 団員の召集及び警備警戒・配置に関する事。 2 住民の避難及び被災者の救助並びに人身の保護に関する事。 3 財産の保護に関する事。 4 その他の水防・消防活動に関する事。

○三股町災害対策本部運営要領

(昭和62年1月31日訓令第1号)

改正 最終 平成23年3月30日訓令第1号

(趣旨)

- 1 この要領は三股町災害対策本部設置規程(昭和61年訓令第4号)第9条の規定に基づき、三股町災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 本部の設置
 - (1) 本部は三股町役場内(総務課)に設置する。
 - (2) 本部を設置したときは、次の要領により通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担当部班	通知又は公表方法
本部構成員	総務対策部 統括班	庁内放送、電話その他迅速な方法で通知
関係機関	総務対策部 統括班	電話その他迅速な方法で通知
一般	総務対策部 情報分析班	防災行政無線、サイレン、広報車等により公表

(配備体制)

- 3 本部は、災害の種類、規模及び程度によって次の配備をとるものとし、配備の種別及び内容は、本部長が決定し指示するものとする。

種別	配備内容	配備基準
警戒配備	総務対策部及び水防・消防対策部の班長以上が配置につき、その他の本部員は待機の体制をとる。	気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく警報が発表される等災害の発生が予想され警戒を必要とするとき
非常配備	各部の班長以上が配備につき、その他の部員は必要に応じて配置につく体制をとる。	その対策が全部又は多数におよぶ災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
特別非常配備	本部の全組織が配置につく。	町全域にわたって、災害が発生したとき又は発生が迫ったとき

- 4 執務体制

- (1) 班の編成

各部における班の編成は、災害の種類及び規模等に応じ有効に活動できるよう配慮するものとする。

- (2) 執務場所

各部・班の執務場所は、原則としてその所属する各課(局・室)とする。

- (3) 施設の整備
 - 本部が設置されたときは、総務対策部長は、次のとおり措置するものとする。
 - (ア) 庁舎停電時の対策として次の物品を用意するものとする。
 - バッテリーランプ、電源用バッテリー、発電機、トランジスターラジオ、懐中電灯、携帯マイク等
 - (イ) 庁内電話の整備
 - (ウ) 庁内放送施設の整備
 - (エ) 防災行政無線施設の整備
 - (オ) 水防・消防・救助器材の整備
 - (自動車等の確保)
- 5 本部が業務遂行上必要とする自動車の確保は、次の方法により行うものとする。
 - (1) 町有自動車の掌握は、総務対策部統括班において行うものとする。
 - (2) 各部が町有自動車を必要とするときは、総務対策部統括班に配車の要請を行うものとする。
 - (3) 総務対策部統括班は配車の要請があつた場合は、保有数、必要度等を考慮して、配車を行うものとする。
 - (4) 町有自動車以外の自動車等を確保する必要があるときは、総務対策部統括班は関係機関に協力を要請し、又は民間自動車等の借上げを行うものとする。
 - (気象・地象警報及び情報の収集伝達)
- 6 総務対策部情報分析班は、宮崎地方気象台等と絶えず連絡をとり、気象・地象警報及び情報の迅速な収集を図るとともに、災害対策本部員及び一般に適宜な方法により伝達するものとする。
- 7 宮崎県災害対策本部(以下「県本部」という。)への災害情報連絡
 - (1) 連絡担当班 総務対策部統括班
 - (2) 連絡先
 - (ア) 宮崎県災害対策本部北諸県地方支部(北諸県農林振興局内、以下「県地方支部」という。)に速報するとともに、水防に関する事項は都城土木事務所に、災害救助に関する事項は直接県本部(福祉保健課)に速報するものとする。
 - (イ) 特に緊急連絡を必要とする場合は、(ア)のほか直接県本部(消防保安課)に連絡するものとする。
 - (3) 連絡事項
 - (ア) 本部設置の状況(本部設置日時)
 - (イ) 水防措置の状況
 - (ウ) 救助物資及び食糧の補給等に関する事項
 - 1) 補給すべき物資の種類及び数量
 - 2) 主食の見通し

- 3) 炊出し及び給食を必要とする数量(被災者の人員・救助作業員の人員・見込み日数等)
 - (エ) 防疫・救護・医療資材等に関する事項
 - 1) 環境衛生・疾病発生状況及び救護措置の要否
 - 2) 医療品及び衛生材料の補給の要否
 - 3) 給水の要否
 - (オ) 自衛隊災害派遣要請及び他市町村の応援要請等に関する事項
 - (カ) 町においてとった措置の概要及び消防機関の活動状況
 - (キ) 避難の勧告・指示の状況
 - 1) 勧告・指示の日時及び地区名
 - 2) 避難した住民数及び避難の場所
 - (ク) 災害の具体的状況
 - 1) 発生場所及び発生日時
 - 2) 人的・住家被害の状況
 - 3) 被災原因の発生状況
 - (ケ) 一般災害状況に関する事項
- (各部の被害報告)
- 8 各部の被害報告は次の要領により行うものとする。
- (ア) 報告先 総務対策部統括班
 - (イ) 被害速報

災害発生直後ただちに被害の判明したものから逐次報告するものとする。この場合、被害発生の日時・場所・被害の原因・被害の程度・復旧見込み等できるだけ詳細に報告するものとする。
 - (ウ) 被害状況報告

県の定める「被害概況報告書」により逐次判明した被害の累計を毎日午後 1 時まで報告するものとする。
 - (エ) 被害最終報告

県の定める「被害状況判定基準」及び「被害概況報告書」様式により作成し、被害が甚大なときは災害発生後 4 日目の午後 3 時までに、被害が軽微の場合は災害発生後 2 日目の午前 9 時までに 2 部提出するものとする。
- (県本部への被害報告)
- 9 県本部への被害報告は、次の要領により行うものとする。
- (ア) 報告担当班 総務対策部統括班
 - (イ) 報告先 県地方支部
 - (ウ) 被害速報 即刻電話等により報告するものとする。

(エ) 被害概況報告

各部の報告を集計の上、毎日午後 3 時までに電話等により報告するものとする。

(オ) 被害最終報告

各部の報告を集計の上、被害が甚大なときは災害発生後 5 日目の午後 3 時までに、被害が軽微の場合は災害発生後 2 日目の午後 3 時までに 2 部提出するものとする。

10 対策の樹立

(ア) 事前対策

各部は総務対策部と協力して災害を未然に防止し、又は軽減するための事前対策を樹立し、本部長の承認を得て迅速に伝達周知を図るものとする。

(イ) 緊急対策

各部は被害発生危険が予想される場合、若しくは被害が生じている場合又は被害直後の非常事態に際しては、必要に応じ有効適切な臨機の緊急対策を講ずるとともに、これを総務対策部を通じて本部長に報告するものとする。

(ウ) 応急復旧対策

1) 各部は被害の全ぼうがおおむね判明したときは、災害の早急な復旧をはかるため、直ちに応急復旧対策を樹立し、総務対策部に報告するものとする。

2) 総務対策部はこれらを総合調整の上、本部長の承認を得て必要な措置を講ずるものとする。

(本部の閉鎖)

11 本部を閉鎖したときは、この要領の 2(2)により通知、公表を行うものとする。

(その他)

12 この要領に定めるもののほか、各部の運営に関し必要な事項は、各部長が定めるものとする。

附 則

(1) この要領は、公布の日から施行する。

(2) 三股町災害対策本部運営要領(昭和 31 年訓令第 3 号)は廃止する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日訓令第 9 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○三股町災害警戒室設置要綱

(平成3年5月22日訓令第13号)

改正 最終 平成23年3月30日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三股町災害対策本部条例(昭和38年条例第15号)に基づく三股町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置される前の災害対策に関し必要な事項を定める。

(災害警戒室の設置)

第2条 副町長は、気象情報等により災害の発生が予想されるも事態の発生までに時間的余裕がある場合又は災害対策に関し特に必要があると認められるときは、総務課に三股町災害警戒室(以下「警戒室」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 警戒室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策についての通報に関すること。
- (3) 災害対策本部設置の準備に関すること。
- (4) その他室長が必要と認めること。

(組織)

第4条 警戒室の組織は、次のとおりとする。

- (1) 警戒室に室長、副室長、室員、連絡員を置き、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- (2) 三股町災害現地本部は、必要に応じ、当該現地本部長が警戒室に準じて別に定める。

(職務)

第5条 室長は、警戒室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長事故ある時は、その職務を代行する。

3 室員は、室長の命を受けて、警戒室の事務に従事する。

4 連絡員は、警戒室と所属部課との連絡を密にし、必要な事務に従事する。

(警戒室の廃止)

第6条 室長は、気象情報等により、警戒室を継続する必要がないと認めたとき又は災害対策本部が設置されたときは、警戒室を廃止する。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、警戒室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成5年3月30日訓令第9号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日訓令第9号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月1日訓令第2号)

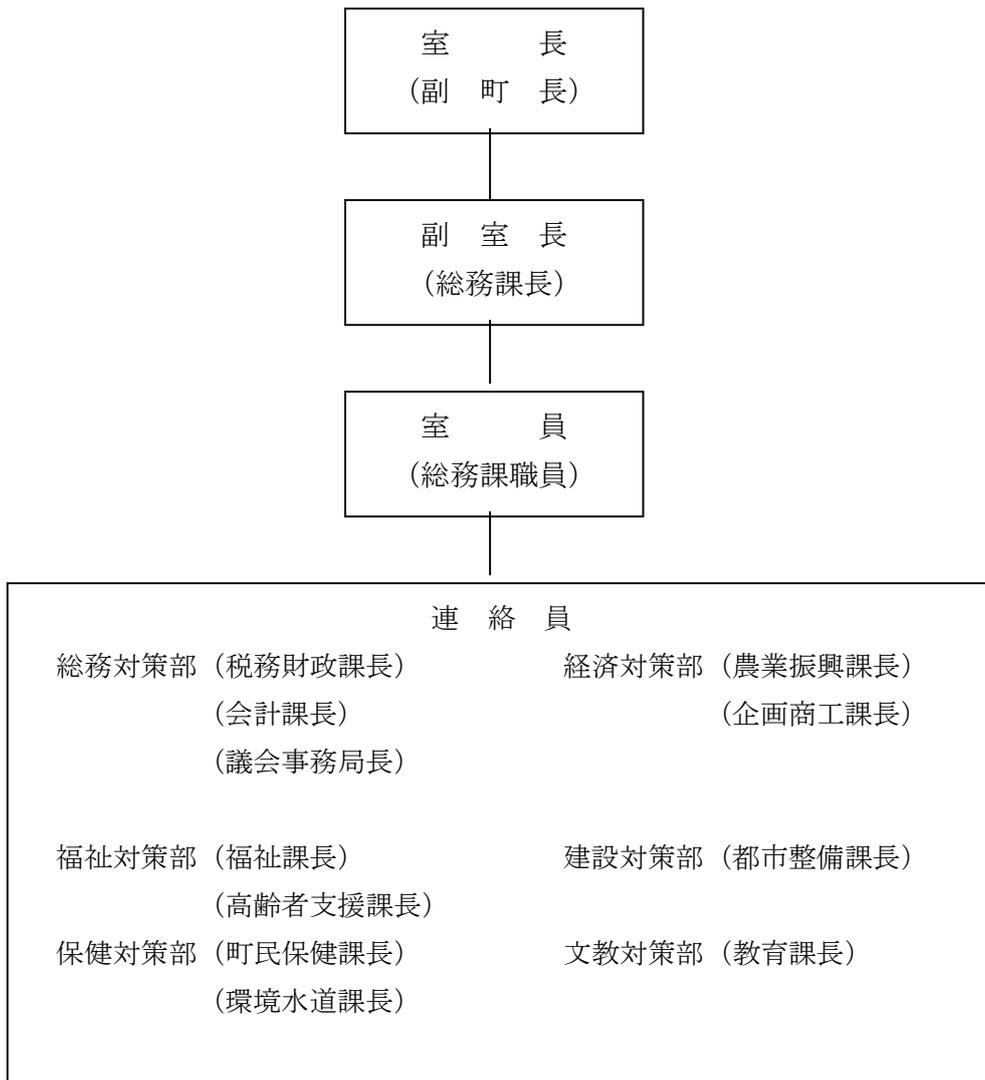
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

三股町災害警戒室組織表



○三股町小災害り災者援護要綱

(昭和46年8月4日訓令第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の適用を受けない災害による、り被災者に対し応急的に必要な援護をはかることを目的とする。

(適用の基準)

第2条 この要綱による援護の適用は、法の適用の基準の範囲内において、町長が必要と認めた者についてこれを行なうものとする。

2 この要綱による援護の適用は、予算の範囲内において行う。

(援護の程度)

第3条 前条第1項の規定により町長が決定した要援護者に対する援護の額は、法による援護の内容を勘案して、町長が決定する。

2 前項の規定による援護は、物資又は金銭によりこれを行う。

(この要綱の準用)

第4条 法の適用を受けた災害のり災者について、町長が特に必要と認めた場合には、法に基づく援護のほかに、この要綱を準用することができる。

附 則

この要綱は、昭和46年8月4日以降に発生した災害から適用する。

○三股町防災行政無線施設の管理に関する規則

(平成 27 年 3 月 30 日規則第 16 号)

改正 平成 29 年 3 月 28 日訓令第 3 号

三股町防災行政無線施設の管理に関する規則(昭和 56 年 4 月 1 日規則第 7 号)の全部を改正する

(目的)

第 1 条 この規則は、三股町防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）の適正な管理、運用、保全に関し、電波法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 無線施設 無線施設設備及び無線施設設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 同報系無線施設 60MHz 帯無線設備に対し、特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する通信をいう。
- (3) W I M A X 無線施設 2.5GHz 帯無線設備に対し、特定の 2 以上の無線設備に対し、同時に同一内容の通報を送受信する通信をいう。
- (4) 親局 基地局、拡声子局、戸別受信機、基地局、陸上移動中継局、端末局及び F W A 局に対し、同報通信を行う町役場に設置された無線施設をいう。
- (5) 基地局 親局から発信される、同報無線設備及び W I M A X 無線設備に対し、情報を発信するもので、町役場から 60MHz 帯、中継局、拡声子局並びに戸別受信機に情報を発信し、また親局から光ケーブル・同軸ケーブルをつなぎ基地局から陸上移動局及び端末局に対し情報を発信する設備をいう。
- (6) 陸上移動中継局 基地局と端末局が通信を行う際に、電波障害物や陰影地区など電波を減衰する局部的な箇所に対し無線中継を行うことで電界強度を強める無線設備をいう。
- (7) 拡声子局 同報系無線施設の基地局等からの通報を受信し、又は当該局からの情報をトランペットスピーカーにより放送する設備をいう。
- (8) 戸別受信機 同報系無線設備の基地局等からの通報を受信し、情報を戸別端末の内部により放送する設備をいう。
- (9) 4.9G 中継局 親局から基地局へつないだ光ケーブル・同軸ケーブルが、災害等により断線し通信不能となった場合に備え、町役場から基地局への情報受け、4.9G 帯無線方式に切り替え、基地局までの通信を補完するためのマイクロ波通信局をいう。
- (10) 端末局 基地局又は陸上移動中継局からの同報通報並びに双方向を行う無線設備をいう。
- (11) 移動局 統制局、半固定局、車載型移動局及び携帯型移動局間において通信を行う無線設備をいう。

(12) 無線従事者 無線施設設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線施設設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線施設の名称及び設置場所)

第3条 無線施設の名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(無線施設の組織等)

第4条 無線施設の管理運用は町長が総括し、親局に無線施設管理者、無線施設取扱責任者及び無線施設担当者を置く。

(1) 無線施設管理者は、総務課長をもって充てる。ただし、総務課長に事故あるときは、総務課長補佐がその職務を代行する。

(2) 無線施設取扱責任者は、危機管理担当係長をもって充てる。

(3) 無線施設担当者は、危機管理担当係員及び電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項の資格を有する職員をもって充てる。

2 各施設に施設管理者を置き、施設管理者は別表の施設の区分に応じ、施設管理者欄の職にある者をもって充てる。

(無線施設管理者の任務)

第5条 無線施設管理者は、町長の命を受け、無線施設の設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な運用がなされるよう指揮監督しなければならない。

2 無線施設取扱責任者は、無線施設管理者の命を受け、通信の運用及び設備の管理並びに保全の総括を行う。

3 無線施設担当者は、上司の命を受け、当該無線施設設備の操作及び管理並びに保全の業務に従事する。

(通信の原則)

第6条 通信は、防災、行政事務及び広報以外の用に使用してはならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(乱用の禁止)

第7条 通信は、これを乱用してはならない。

(秘密の保持)

第8条 通信に従事するものは、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 緊急通信 非常又は緊急な場合に行う通信

(2) 一般通信 平常時に行う普通通信

(同報通信の種別)

第10条 同報通信の種別は、次のとおりとする。

(1) 一斉放送 親局から所属する全拡声子局、及び戸別受信機に対して行う放送

(2) グループ放送 親局から複数の拡声子局群等を選択して行う放送及び特定の地域内

に対する放送

(3) 個別放送 親局から特定の拡声子局に対する放送

(通信の取扱順位)

第11条 通信の取扱順位は、緊急通信、一般通信の順位により行う。

2 同一種類の通信取扱は、通報の受付順位により行うものとする。ただし、無線施設管理者が特別な理由があると認めるときは、取扱順位を変更することができる。

(平常時の通信運用)

第12条 平常時の通信運用は、次のとおりとする。

(1) 同報通信 親局からの定時放送の回数は、1日3回を原則とするが、急を要するものは、その都度行うものとする。

(2) 行政区等から行う放送は、親局の定時放送以外の時間を利用し放送する。

(3) 行政サービスを行う通信は、常時行うものとする。ただし、緊急放送を優先するものとする。

(災害発生予想時の事前措置等)

第13条 無線施設管理者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線施設設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう必要な措置を無線施設取扱責任者及び無線施設担当者に講じさせなければならない。

(通信の制限)

第14条 無線施設管理者は、災害の発生時その他特に必要があると認めるときは、通信を制限することができる。

2 無線施設管理者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容等必要事項を関係者に通知しなければならない。

3 無線施設管理者は、通信の制限が必要でなくなったときは、直ちにその旨を関係者に連絡しなければならない。

4 無線施設管理者は、行政区等が行う放送で、公共放送としてふさわしくないと認めるときは、放送を強制的に停止させるものとする。

(一般通信の中止)

第15条 無線施設管理者は、災害対策本部が設置された場合は、町長の命を受け、一般通信を中止させることができる。

2 前項の規定による放送の中止及び解除は、前条第2項及び第3項を準用する。

(通信の拒否)

第16条 無線施設管理者は、通報の内容が第6条の規定に違反すると認めるときは、その申込みを拒否することができる。

(通信統制)

第17条 無線施設管理者は、災害発生時及び発生する恐れがある場合、又は、通信の輻輳が予想される場合は、必要に応じ割込み通話及び通話制限等の通信統制を行うことができる。

(同報通信の申込)

第18条 無線施設を利用しようとするときは、無線施設担当者を経て無線施設管理者に防災行政無線施設放送申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 無線施設管理者は、前項による申込があったときは、その内容が第6条の規定に違反しないと認めたときは、無線施設担当者に回付するものとする。

3 無線施設担当者は、前項の回付を受けたときは、放送記録に必要事項を記録し受付処理を行うものとする。

(業務日誌)

第19条 無線施設担当者は、無線施設業務日誌により、毎日の通信状況等必要事項を記入し、毎月1回、無線施設管理者の点検を受けなければならない。

(無線従事者の選任及び解任届)

第20条 無線施設管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条の規定により、無線従事者選(解)任届を九州総合通信局長へ提出しなければならない。

(備付け業務書類)

第21条 無線施設に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2章第7節に定めるものとする。

2 無線施設管理者は、前項に規定する書類等を紛失しないよう十分な保管措置を講じなければならない。

(無線施設設備管理台帳)

第22条 無線施設管理者は、無線施設設備管理台帳を作成し、無線施設設備の厳正な管理を行わなければならない。

(機器等の設置)

第23条 通信に必要な戸別受信機等(以下「機器等」という。)は、町長が指定する場所及び世帯に設置する。

(機器等の貸与)

第24条 町長は、前条の規定により必要な機器等を無償貸与する。

2 前項の規定に基づき、貸与を受けようとする者は、借用書(様式第2号)を提出しなければならない。

(貸与機器等の保管等)

第25条 前条の規定により機器等の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、貸与機器等を善良な管理意識をもって保管し、異常を発見したときは、町長に届出をし、指示に従わなければならない。

2 貸与機器等の貸与期間中の維持管理費は、被貸与者の負担とする。

(貸与機器等の返納)

第26条 被貸与者は、転出等により貸与機器等を使用しなくなったときは、返納届(様式第3号)を提出するとともに、速やかに返納しなければならない。

(転貸の等の禁止)

第27条 被貸与者は、貸与機器等を他へ譲渡し、又は転貸し若しくは担保に供してはならない。

(滅失又は損傷時の措置)

第28条 町長は、被貸与者が貸与機器等を滅失し、又は損傷したときは、代品を貸与することができる。ただし、貸与機器等の滅失又は損傷が被貸与者の故意又は過失によると認められるときは、代品又は修理費等の実費の弁償を請求することができる。

(保管責任)

第29条 無線施設取扱責任者並びに担当者は、厳正な管理意識をもって、親局その他無線施設設備の運用、管理及び保管をしなければならない。

(保守の区分)

第30条 無線施設設備の保守点検は、日常点検及び定期点検に区分して行う。

(日常点検)

第31条 無線施設管理者は、無線施設担当者に、次の日常点検を行わせなければならない。

- (1) 導通試験 毎朝の時刻及び定時放送の受信状況による。
- (2) 設備現状の点検 無線施設設備等の異状の有無の確認

(定期点検)

第32条 無線施設管理者は、無線施設設備の機能を正常に維持するため年1回以上の定期点検を業者に委託して実施させるものとする。

2 前項の委託業務の内容等詳細については、別途業務委託契約書で定める。

(異状発生時の措置)

第33条 無線施設担当者は、日常点検の結果、無線施設設備に異状を発見したとき及び故障等障害が発生したときは、すみやかに無線施設管理者にその状況等を報告しなければならない。

2 前項の規定により、報告を受けた無線施設管理者は、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(障害の記録)

第34条 無線施設管理者は、親局に障害記録簿を備え付け、無線施設設備の障害の事実、措置等を記録保管させなければならない。

(その他必要な事項)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規則第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

無線施設の名称及び設置場所

1 親局(防災行政無線)

設 置 場 所	施設管理者
三股町五本松 1 番地 1 三股町役場庁舎	総務課長

2 基地局

番号	設 置 場 所			施設管理者
1	三股	三股町五本松 1-1	三股町役場	総務課長
2	寺柱	三股町大字宮村 1292-1	宮村小学校	総務課長
3	田上	三股町大字長田 2446-3	田上集落センター	総務課長
4	梶山	三股町大字長田 2875-1	梶山小学校	総務課長
5	轟木	三股町大字長田 3935-5	私有地	総務課長
6	高野	三股町大字長田 4695-2	仮屋農村広場東	総務課長
7	政矢谷	三股町大字長田 5420-2	私有地	総務課長
8	勝岡	三股町大字餅原 1138	宮下住宅	総務課長
9	蓼池	三股町大字蓼池 3621-5	国道 269 号線沿	総務課長
10	今市	三股町大字蓼池 368-6	国土交通省用地 (年見川水路沿)	総務課長
11	植木	三股町大字樺山 1869-4	第 9 地区分館	総務課長

3 拡声子局

番号	設 置 場 所			施設管理者		
	地 区	住 所	名 称			
1	第 1 地区	山王原 1	三股町大字樺山 4053-1	山王原児童館	総務課長	
2		山王原 2	三股町大字樺山 3902-2	健康管理センター	総務課長	
3	第 2 地区	上米 1	三股町大字樺山 3050-1	上米児童館	総務課長	
4		上米 2	三股町大字樺山 3412-3	文化会館	総務課長	
5		中米	三股町大字樺山 724-91	第 2 地区分館	総務課長	
6		櫛田	三股町大字樺山 1355-1	櫛田青年の家	総務課長	
7		谷	三股町大字樺山 628-1	私有地 (谷青年の家)	総務課長	
8	第 3 地区	小鷺巣 1	三股町大字宮村 734	私有地	総務課長	
9		小鷺巣 2	三股町大字宮村 441-1 地先	町道敷	総務課長	
10		寺柱 1	三股町大字宮村 1431-1 地先	寺柱関所跡	総務課長	
11		寺柱 2	三股町大字宮村 1292-1	宮村小学校	総務課長	
12		大鷺巣 1	三股町大字宮村 3502-3	宮村児童公園	総務課長	
13		大鷺巣 2	三股町大字宮村 1947	私有地 (大鷺巣納骨堂)	総務課長	
14		高畑	三股町大字樺山 1111-2	私有地 (高畑営農研 修センター)	総務課長	
15		第 4 地区	田上	三股町大字長田 2446-3	田上集落センター	
16	梶山		三股町大字長田 2875-1	梶山小学校	総務課長	
17	御崎神社		三股町大字長田 3594-2	私有地 (御崎神社)		
18	切寄		三股町大字長田 3331-2	私有地		
19	中野		三股町大字長田 197-3	私有地 (中野集落館)		
20	山田		三股町大字長田 1086-1 地先	町道敷		
21	唐杉		三股町大字長田 1837-28	町道敷		
22	天神原		三股町大字長田 3023	天神原住宅		
23	第 5 地区		轟木 1	三股町大字長田 3935-5	私有地	
24			轟木 2	三股町大字長田 3976-10	町道敷	
25		天木野	三股町大字長田 6427-8	私有地 (長田土地改 良区)		
26		表川内	三股町大字長田 4237-8	町道敷		
27		仮屋	三股町大字長田 6168-5	第 5 地区分館		
28		高野	三股町大字長田 4695-2	仮屋農村広場東	総務課長	
29		内之木場	三股町大字長田 5100-3	私有地		
30		走持	三股町大字長田 5771-3	私有地		

3 1		政矢谷	三股町大字長田 5420-2	私有地	総務課長
3 2		大野	三股町大字長田 5574-3	私有地 (大野集落センター)	
3 3		大八重	三股町大字長田 5278-93 地先	県道敷	総務課長
3 4	第6 地区	勝岡 1	三股町大字蓼池 1036-2	勝岡納骨堂	総務課長
3 5		勝岡 2	三股町大字蓼池 2273-2	勝岡小学校	
3 6		勝岡 3	三股町大字餅原 1138	宮下住宅	
3 7		前目 1	三股町大字蓼池 1399-1	前目営農研修センター	総務課長
3 8		前目 2	三股町大字蓼池 4201-4	前目児童館	
3 9		前目 3	三股町大字蓼池 943-1	私有地(前目納骨堂)	
4 0		蓼池 1	三股町大字蓼池 3494-3	蓼池児童館	総務課長
4 1		蓼池 2	三股町大字蓼池 3417-3	私有地	
4 2		蓼池 3	三股町大字蓼池 3621-5	国道 269 号線沿	
4 3		小園	三股町大字蓼池 2819	小園営農研修センター	
4 4		餅原 1	三股町大字餅原 74-1	餅原営農研修センター	総務課長
4 5		餅原 2	三股町大字餅原 1263-6	私有地	
4 6		三原	三股町大字蓼池 5331-5	三原地区コミュニテ ィーセンター	総務課長
4 7		第7 地区	上新馬場	三股町大字樺山 4214-2	新馬場児童館
4 8	下新馬場		三股町大字樺山 4373-5	第7地区分館	総務課長
4 9	上新馬場		三股町新馬場 12-1	新馬場公園	総務課長
5 0	今市 1		三股町大字蓼池 603-5	今市児童館	
5 1	今市 2		三股町大字蓼池 368-6	国土交通省用地(年 見川水路沿)	
5 2	中原		三股町大字樺山 5021-1	中原団地	総務課長
5 3	花見原		三股町大字樺山 5000-10	花見原地区コミュニ ティセンター	総務課長
5 4	第8 地区	東原 1	三股町大字樺山 4548-2	東原児童館	総務課長
5 5		東原 2	三股町大字樺山 2046-1	給食センター	
5 6		稗田 1	三股町稗田 26-16	稗田地区コミュニテ ィーセンター	総務課長
5 7		稗田 2	三股町稗田 62-1	稗田小公園	
5 8	第9 地区	東植木	三股町大字樺山 1894-2	植木児童館	総務課長
5 9		西植木 1	三股町大字宮村 2789-30	植木小公園 8 号	総務課長
6 0		西植木 2	三股町大字樺山 1924-157	古堀公園	

4 陸上移動中継局

番号	設 置 場 所			施設管理者
	局 名	住 所	名 称	
1	長田再送信	三股町大字長田 4630-82 地先	町道敷	総務課長
2	切寄中継局	三股町大字長田 3334-4	民有地	総務課長
3	下仮屋中継局 1	三股町大字長田 6695-1	民有地	総務課長
4	下仮屋中継局 2	三股町大字長田 6701-7	民有地	総務課長
5	下仮屋中継局 3	三股町大字長田 6637-8	民有地	総務課長
6	長田中継局 1	三股町大字長田 4630-82 地先	町道敷	総務課長
7	長田中継局 2	三股町大字長田 4609-7	民有地	総務課長
8	大八重中継局	三股町大字長田 5265-3	民有地	総務課長
9	走持中継局	三股町大字長田 4844-10	大野農村広場	総務課長
10	表川内中継局	三股町大字長田 4306-1	民有地	総務課長

5 移動局

番号	移動局種別		数量	管理場所	個別番号	施設管理者
1	統制局	MCA	1	総務課	100	総務課長
2	半固定局	MCA	2	消防団本部・警備室	101・102	総務課長
3	半固定局	MCA	1	都市整備課	103	都市整備課長
4	半固定局	MCA	1	環境水道課	104	環境水道課長
5	半固定局	MCA	1	農業振興課	105	農業長
6	携帯型移動局	MCA	2	消防団長・副団長	301・302	総務課長
7	携帯型移動局	MCA	18	総務課	303～320	総務課長
8	車載型移動局	MCA	14	消防団車両	501～514	総務課長
9	車載型移動局	MCA	7	総務課車両（町長車含）	515・525～530	総務課長
10	車載型移動局	MCA	4	都市整備課	516～519	都市整備課長
11	車載型移動局	MCA	2	環境水道課	520・521	環境水道課長
12	車載型移動局	MCA	3	農業振興課	522～524	農業振興課長
13	携帯型移動局	簡易	20	総務課	301～320	総務課長
14	携帯型移動局	簡易	14	消防団車両	501～514	総務課長
15	携帯型移動局	簡易	7	総務課車両（町長車含）	515・525～530	総務課長
16	携帯型移動局	簡易	4	都市整備課	516～519	都市整備課長
17	携帯型移動局	簡易	2	環境水道課	520・521	環境水道課長
18	携帯型移動局	簡易	3	農業振興課	522～524	農業振興課長

6 移動系無線搭載公用車両

令和2年1月14日現在

番号	登 録	車 名 ・ 形 状	無線番号	備 考
1	宮崎88 さ2184	ニッサン 公共応急作業車	501	消防指揮車
2	宮崎800 さ8584	日野 消防車	502	本部1号車
3	宮崎800 は236	三菱 消防車	503	本部2号車
4	宮崎88 や2841	いすゞ 消防車	504	本部3号車
5	宮崎800 さ9234	三菱 消防車	505	本部4号車
6	宮崎830 す1803	日野 消防車	506	本部5号車
7	宮崎800 さ5038	三菱 消防車	507	第1部消防団
8	宮崎800 さ4061	三菱 消防車	508	第2部消防団
9	宮崎800 さ5037	三菱 消防車	509	第3部消防団
10	宮崎800 さ4027	三菱 消防車	510	第4部消防団
11	宮崎800 さ4010	三菱 消防車	511	第5部消防団
12	宮崎880 あ1061	スズキ 消防車	512	第5部消防団
13	宮崎800 さ3331	三菱 消防車	513	第6部消防団
14	宮崎800 さ5036	三菱 消防車	514	第7部消防団
15	宮崎501 せ8206	トヨタ ヴィッツ	515	交通安全車
16	宮崎480 た9756	スズキ エブリイ	517	都市整備課
17	宮崎480 ち8803	スズキ エブリイ	518	都市整備課
18	宮崎580 ち8802	スズキ エブリイ	520	環境水道課
19	宮崎500 て8862	ホンダ HRV	521	環境水道課
20	宮崎480 た9755	スズキ エブリイ	522	農業振興課
21	宮崎480 な4262	ニッサン クリッパー	523	農業振興課
22	宮崎580 の813	スズキ ジムニー	524	農業振興課
23	宮崎300 む1839	トヨタ アルファード	525	三役優先車
24	宮崎500 ほ1809	ニッサン ティーダ	526	青パト
25	宮崎501 す179	ニッサン ウィングロード	527	防災広報車
26	宮崎580 せ8371	スズキ アルト	528	総務課
27	宮崎580 せ8372	スズキ アルト	529	総務課
28	宮崎480 き9115	スズキ エブリイ	530	総務課
29				
30				

係	係長	課長補佐	総務課長

平成 年 月 日

三股町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

借 用 書

下記通信機器を借用します。

借用する通信機器	個別受信機 ・ IP 告知端末
借用品目及び数量	
借用機器の設置場所	
通信機器整理番号	
借用開始日	平成 年 月 日

※ 貸出条件

1. 貸与する区域は土砂災害特別警戒区域内の住宅とする。
2. 使用目的以外には使用しないこと。
3. 申請者以外に転貸しないこと。
4. 貸与期間中の維持管理費は、被貸与者の負担とする。
5. 申請者の過失により紛失した場合は、賠償すること。
6. 貸与指定区域外に転居又は居住者が不在となった場合は、返却すること。

様式第 3 号 (第 26 条関係)

係	係 長	課長補佐	総務課長

平成 年 月 日

三股町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

返 納 届

下記通信機器を返納します。

返納する通信機器	個別受信機 ・ IP 告知端末
返納品目及び数量	
通信機器整理番号	
返納日	平成 年 月 日

○三股町消防団条例

(昭和 25 年 3 月 29 日条例第 5 号)

改正 最終 平成 29 年 9 月 27 日条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定により、三股町消防団の設置及び消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、報酬、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び区域)

第 2 条 本町に消防団を置き、消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 三股町消防団

区域 三股町全域

(任命)

第 3 条 消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命する。

2 団員は次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て消防団長がこれを任命する。

(1) 本町に居住又は勤務地を有する年令満 18 歳以上の者であること。

(2) 志操堅固身体強健であつて団員たるにふさわしいものであること。

(定員)

第 4 条 団員の定数は 160 人とする。

(任期及び退職)

第 5 条 団長及び副団長の任期は 3 年、部長、ラッパ隊長、副部長及びラッパ隊副隊長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、部長、ラッパ隊長、副部長及びラッパ隊副隊長については、特別の事情があるものは、この限りでない。

2 消防団長及び団員が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(免職)

第 6 条 消防団長及び団員が次の各号の一に該当する場合は、これを免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに勘えない場合

(3) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

(懲戒)

第 7 条 団員であつて次の各号の一に該当する者があるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があったとき。

第 8 条 前条の懲戒は、次の区別によりこれを行う。

- (1) 免職
 - (2) 停職
 - (3) 戒告
- (服務規律)

第 9 条 団員は団長の召集によつて出勤し、服務するものとする。召集を受けない場合であっても、水、火災その他の災害の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し服務に就かなければならない。

第 10 条 団員は、定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第 11 条 団員であつて 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、副団長又はその他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 12 条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のある場所に集合したり、又多数集合して飲酒してはならない。

第 13 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防、警戒心の喚起に努め、災害に際して身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令の下に上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下同僚の間互に相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は饗（きょう）応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあつてはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、反対し、もしくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄付を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(報酬)

第 14 条 団員の報酬は別表第 1 のとおりとする。

(費用弁償)

第 15 条 団員は、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第 2 に定める費用弁償を支給する。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、町の一般職の職員に支給する例により費用弁償を支給する。

(公務災害補償)

第 16 条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、その団員又はその者の遺族に対し損害を補償する。

2 前項の公務災害補償の額及び支給方法は、市町村消防団員等公務災害補償条例（平成元年宮崎縣市町村総合事務組合条例第 24 号）に定めるところによるものとする。

(退職報償金)

第 17 条 団員が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 前項の退職報償金の額及び支給方法は、消防団員に関する退職報償金の支給に関する条例（平成元年宮崎縣市町村総合事務組合条例第 26 号）に定めるところによるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の条例は、これを廃止する。

昭和 23 年 10 月 21 日

条例第 15 号 三股町消防団員給与条例

条例第 16 号 三股町消防団員の定員並びに任命に関する条例

条例第 17 号 三股町消防団員の服務規律及び懲戒条例

附 則(昭和 26 年 3 月 7 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 26 年 10 月 27 日条例第 37 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第 2 条の規定の適用について現に職に在る消防団長及び副団長については、この条例公布の日から起算して 1 月以内に改選するものとする。

附 則(昭和 27 年 7 月 19 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則(昭和 28 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 29 年 3 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 32 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 33 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 33 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 33 年 12 月 20 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 34 年 1 月 12 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 35 年 3 月 25 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 36 年 4 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 36 年 12 月 22 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 38 年 3 月 28 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 39 年 3 月 28 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 40 年 10 月 8 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 41 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 25 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 42 年 7 月 1 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 4 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 25 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 3 月 23 日条例第 13 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 29 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 30 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 27 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 1 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 18 日条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて支払われた報酬は改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。
(適用区分)
- 3 改正後の別表中旅費については、昭和 52 年 4 月 1 日から適用し昭和 52 年 3 月 31 日まではなお従前の例による。

附 則(昭和 52 年 10 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 12 月 24 日条例第 32 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 12 月 1 日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて改正後の条例の適用日以後において支払われた報酬は改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。
(報酬の計算)
- 3 報酬の計算については改正後の条例の適用日を基準として改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により算出するものとする。

附 則(昭和 54 年 3 月 19 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 12 月 1 日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて改正後の条例の適用日以後において支払われた報酬は、

改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

(報酬の計算)

- 3 報酬の計算については、改正後の条例の適用日を基準として改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により算出する。

(経過措置)

- 4 改正後の条例の費用弁償については、昭和 54 年 4 月 1 日から適用し、昭和 54 年 3 月 31 日まではなお従前の例による。

附 則(昭和 54 年 12 月 22 日条例第 32 号)

この条例は、昭和 54 年 12 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 24 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 12 月 1 日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、改正後の条例の適用日以後において支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

(報酬の計算)

- 3 報酬の計算については、改正後の条例の適用日を基準として、改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により算出する。

(経過措置)

- 4 別表中旅費については、昭和 55 年 4 月 1 日から適用し、昭和 55 年 3 月 31 日まではなお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 1 日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、改正後の条例の適用日以後において支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

(報酬の計算)

- 3 報酬の計算については、改正後の条例の適用日を基準として、改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により算出する。

附 則(昭和 59 年 3 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 7 月 1 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 9 月 30 日条例第 14 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。
(報酬の計算)
- 2 報酬の計算については、改正後の条例の施行日を基準として改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により算出する。

附 則(平成元年 6 月 26 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年 9 月 29 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年 10 月 1 日から施行する。
(報酬の計算)
- 2 報酬の計算については、改正後の条例の施行日を基準として改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により計算するものとする。

附 則(平成 2 年 6 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 10 月 11 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 10 月 1 日から適用する。
(報酬の計算)
- 2 報酬の計算については、改正後の条例の適用日を基準として、改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により計算するものとする。

附 則(平成 3 年 9 月 30 日条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。
(報酬の計算)
- 2 報酬の計算については、改正後の条例の施行日を基準として、改正前及び改正後の条例の規定によるそれぞれの報酬額を月割により計算するものとする。

附 則(平成 4 年 3 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 13 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 6 月 26 日条例第 20 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 26 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年 3 月 27 日条例第 10 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日条例第 8 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前において現に三股町に設置されている消防団については、第 2 条の規定により設置されたものとみなす。

附 則(平成 29 年 9 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日条例第 18 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日条例第 3 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

	名称	単位	金額
団員報酬	団長	年額	175,000 円
	副団長	年額	130,000 円
	部長及びラッパ隊長	年額	80,500 円
	副部長及びラッパ隊副隊長	年額	50,500 円
	班長	年額	45,500 円
	機関要員	年額	36,500 円
	交通班員	年額	36,500 円

	女性消防団員	年額	36,500 円
	ラッパ隊員	年額	32,000 円

備考 本部員の報酬については、10,000 円を、団員であるラッパ隊員については、15,000 円を加給するものとする。

別表第 2(第 15 条関係)

	名称	単位	金額	摘要	
出 動 手 当	会議 (幹部会を含む。)	4 時間未満	4,000 円	移動消防学校、操法大会、 出初式(予行を含む。)煙火 消費に係る講習等	
		4 時間以上	8,000 円		
	災害・警戒出動 (1 日 につき)	2 時間未満	2,000 円		
		2 時間以上 4 時間 未満	4,000 円		
		4 時間以上	8,000 円		
	講習・訓練 (1 日につ き)	2 時間未満	2,000 円		
		2 時間以上 4 時間 未満	4,000 円		
		4 時間以上	8,000 円		
	煙火消費に関する業 務	1 回あたり	4,000 円		火薬類取締法 (昭和 25 年 法律第 149 号第 43 条第 1 項、第 45 条、第 46 条第 2 項及び第 47 号に規定する 業務に限る

○三股町消防団規則

(昭和28年11月30日規則第7号)

改正 最終 令和5年3月1日規則第6号

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18号第2項及び同法第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織、階級その他必要な事項を定めるものとする。

第2条 消防団に団長及び次の団員を置く。

団長	1人	副団長	1人
部長	8人	副部長	8人
ラッパ隊長	1人	ラッパ隊副隊長	1人
班長	27人 (内1名は女性団員)	機関要員	92人
交通班員	14人	女性消防団員	9人
ラッパ隊員	8人		

第3条 消防団の区域及び定員の配置は、別表のとおりとする。

第4条 消防団にその事務を処理するため消防団本部を設けることができる。

- 2 消防団本部の設置その他必要な事項は、団長がこれを定めるものとする。
- 3 消防団本部に必要な人員は、副団長のほか、前条に規定した配置人員の中から選任するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 従来の三股町消防団は、この規則によつて設置されたものと見なす。

附 則(昭和29年10月12日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年3月31日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年10月27日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年7月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月22日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和 47 年 4 月 21 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 12 月 21 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 10 月 1 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 9 月 30 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、各部の定数については、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 26 日規則第 4 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 30 日規則第 3 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 22 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日規則第 2 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日規則第 13 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日からから施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

消防団の区域及び定員

部	区 域	定 員							計
		正副 団長	正副 部長	班 長	機関 要員	交通 班	女性 消防 団員	ラッパ 隊	
本部	全域	2	2	4	16		9		33
1 部	山王原 仲町		2	3	12	2			19
	東原 稗田								
	植木								
2 部	上米		2	4	13	2			21
	中米								
	谷								
	櫟田								
3 部	大鷲巢 小鷲巢 寺柱 高畑		2	3	8	2			15
4 部	梶山		2	3	10	2			17
	田上								
5 部	大野		2	3	8	2			15
	仮屋								
	轟木								
6 部	勝岡 三原		2	4	15	2			23
	前目								
	餅原								
	蓼池								
7 部	上新 下新 今市 中原 花見原		2	3	10	2			17
ラッパ隊	全域		2					8	10
	計	2	18	27	92	14	9	8	170

(注) 正副部長には、ラッパ隊長及びラッパ隊副隊長を含む。

○三股町水防協議会条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 13 号)

改正 平成 23 年 3 月 23 日条例第 5 号

三股町水防協議会条例(昭和 62 年三股町条例 18 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、三股町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 三股町水防計画に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項

(会長及び委員)

第 3 条 協議会は、会長 1 人及び委員 12 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者について、町長が任命又は委嘱する。
 - (1) 関係行政機関及び関係公共機関の職員で町長が定める職にあるもの
 - (2) 水防に関係のある団体の代表者
 - (3) 町議会議員及び学識経験者
 - (4) 町職員で、町長の定める職にあるもの

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、前条第 5 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる者にあつては当該職にある期間とし、同項第 3 号に掲げる者にあつては 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

自主防災組織規約（例）

三股町〇〇自治公民館自主防災組織規約

（名称・所在地）

第 1 条 この自主防災組織は、〇〇自治公民館自主防災隊（以下「防災隊」という。）と称し、事務所を〇〇自治公民館に置く。

（組織）

第 2 条 防災隊は、〇〇自治公民館に居住する者で構成する。

（目的及び事業）

第 3 条 防災隊は、住民の相互扶助の理念に基づき、地震やその他の災害（以下「災害」という。）の発生時、自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 防災隊は前項の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1） 防災に関する知識の普及に関すること。
- （2） 防災訓練の実施に関すること。
- （3） 防災資機材等の備蓄に関すること。
- （4） 災害の発生時における情報の収集及び伝達、避難誘導、救出・救護等応急対策に関すること。
- （5） その他防災隊の目的を達成するために必要な事項

（役員）

第 4 条 防災隊に次の役員を置く。

- （1） 隊長 1 名
- （2） 副隊長 1 名
- （3） 班長 若干名
- （4） 防災委員 若干名

2 防災隊長は、自治公民館長を充てる。

3 その他の役員は、隊員の互選とする。ただし、防災委員は、消防職団員OB等をもってあてるものとし、隊長が指名した者とする。

4 役員の任期は、2年とし、防災委員は4年とする。ただし再任を妨げない。

（役員の仕事）

第 5 条 防災隊長は、防災隊の事務を総括し、災害発生時は防災隊の指揮命令を行う。

2 防災隊副隊長は、防災隊長を補佐し、隊長に事故あるときはこれを代行する。又、各班の活動の指揮監督を行う。

3 班長は、班活動の指揮命令を行う。

4 防災委員は、防災活動に関し住民に対する啓発や普及に専門的に携わる。

（事務分掌）

第 6 条 防災隊長、防災副隊長、班長の事務分掌は別表に掲げるとおりとする。

(会議)

第7条 防災隊の会議は総会、役員会及び防災委員会とする。

- 2 総会は、毎年1回以上開催する。ただし、特に必要と認める場合は、臨時に開くことができる。
- 3 総会は、隊長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 役員の変更に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他必要と認める事項

(役員会)

第8条 役員会は、隊長、副隊長、防災委員、班長によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項について審議し、実施する。
 - (1) 総会に提案する議案
 - (2) 総会により、委任された事項
 - (3) その他役員会が特に必要と認めた事項

(防災計画)

第9条 本隊は、地震等の災害による被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について作成する
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 災害危険の把握に関する事。
 - (4) 防災訓練に関する事。
 - (5) 災害時における情報収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、高齢者・身障者の支援、避難場所の確保、その他行政機関等との連携に関する事。
 - (6) その他必要な事項

(会費)

第10条 本隊の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第11条 本隊の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要があると認めるときは、臨時に行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

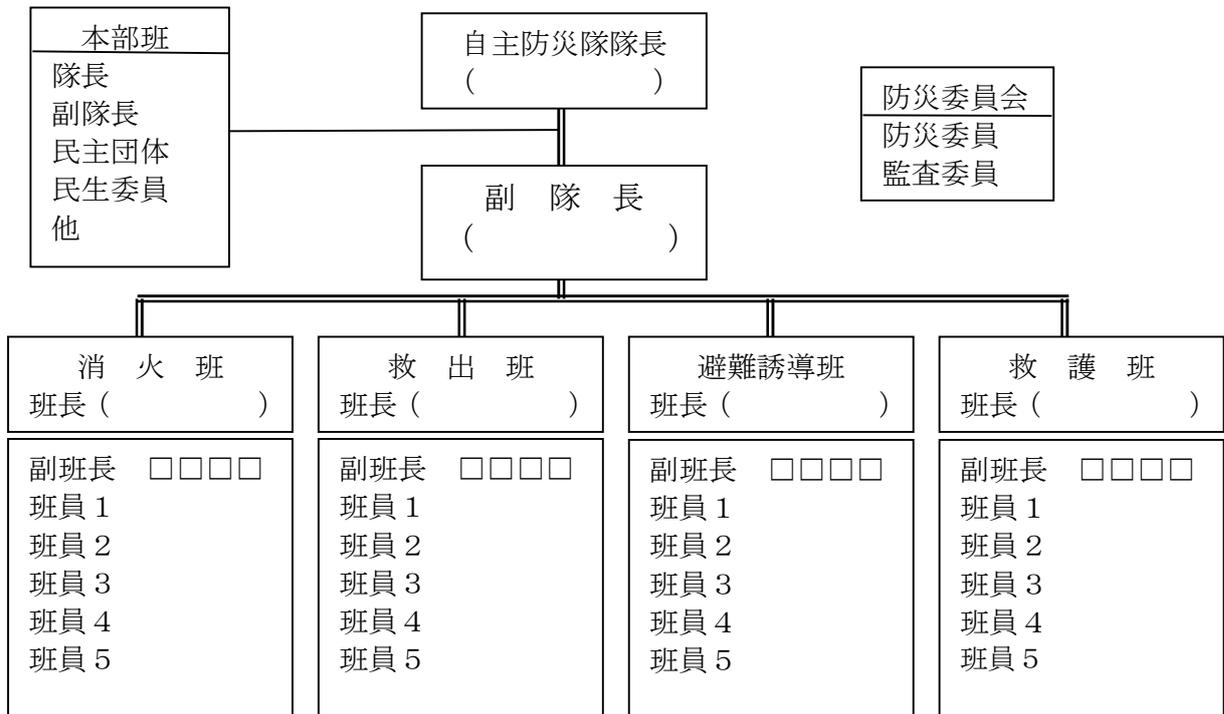
この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

第 6 条関係

自主防災組織（隊）の担当する役割

区 分	担 当 役 割
防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災隊の総括指揮命令
防災副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長の補佐及び各部への命令の伝達、災害情報の連絡調整を行う。
班 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動又は訓練等において、指揮命令に従い、班員を統括して活動を実施する。
(初期) 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時、地域内で火災が発生した場合は、住民と協力して初期消火活動を行う。 ・ 初期消火が困難と認めるとき及び消防団等が現場に到着したときは、活動を停止し、他の班の応援活動を行う。
救出班	<p>災害等が発生したときは、地域内を巡回し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救出・救護を要する事態が生じた場合は、ただちに救出・救護を行う。 ・ 負傷者が医師の手当を要すると認めた場合は、医療機関又は防災機関等の応急救護所へ搬送する。 ・ 防災関係機関による救出を必要と認めた場合は、防災関係機関の出動を要請する。
避難・誘導班	<p>町の避難指示等が出た場合又は隊長が必要と認めた場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長の避難・誘導の指示により、避難誘導の活動を行う。 ・ 隊長の指示に基づき住民を避難場所又は避難所に誘導する。 <p>* 避難誘導する場合は、火災防止について指導するとともに、住民の避難誘導中、安全を確保する。</p>
救護班	<p>災害現場又は避難所で収容された者で、疾病がある者や負傷した者の応急手当及び体調の管理にあたり、又は傷病の程度により医療機関に搬送する必要がある者の医療機関や救急車の手配、必要な医薬品等の調達などにあたる。</p>
全 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部班は、活動班を統括し、情報を収集、指揮を執る。また、町との連絡調整を図る。 ・ 各班は災害情報を収集し、本部班に速やかに報告する。 ・ 住民の生命・身体及び財産に関する重要な事項は、速やかに報告連絡する。 ・ 情報を収集する場合は、個人のプライバシーの保護に細心の注意を払う。 ・ 各班の活動は、可能な限り共同、協調体制を考えて活動する。 ・ 隊員の安全確保を確実にを行い、二次災害の発生防止に努める。

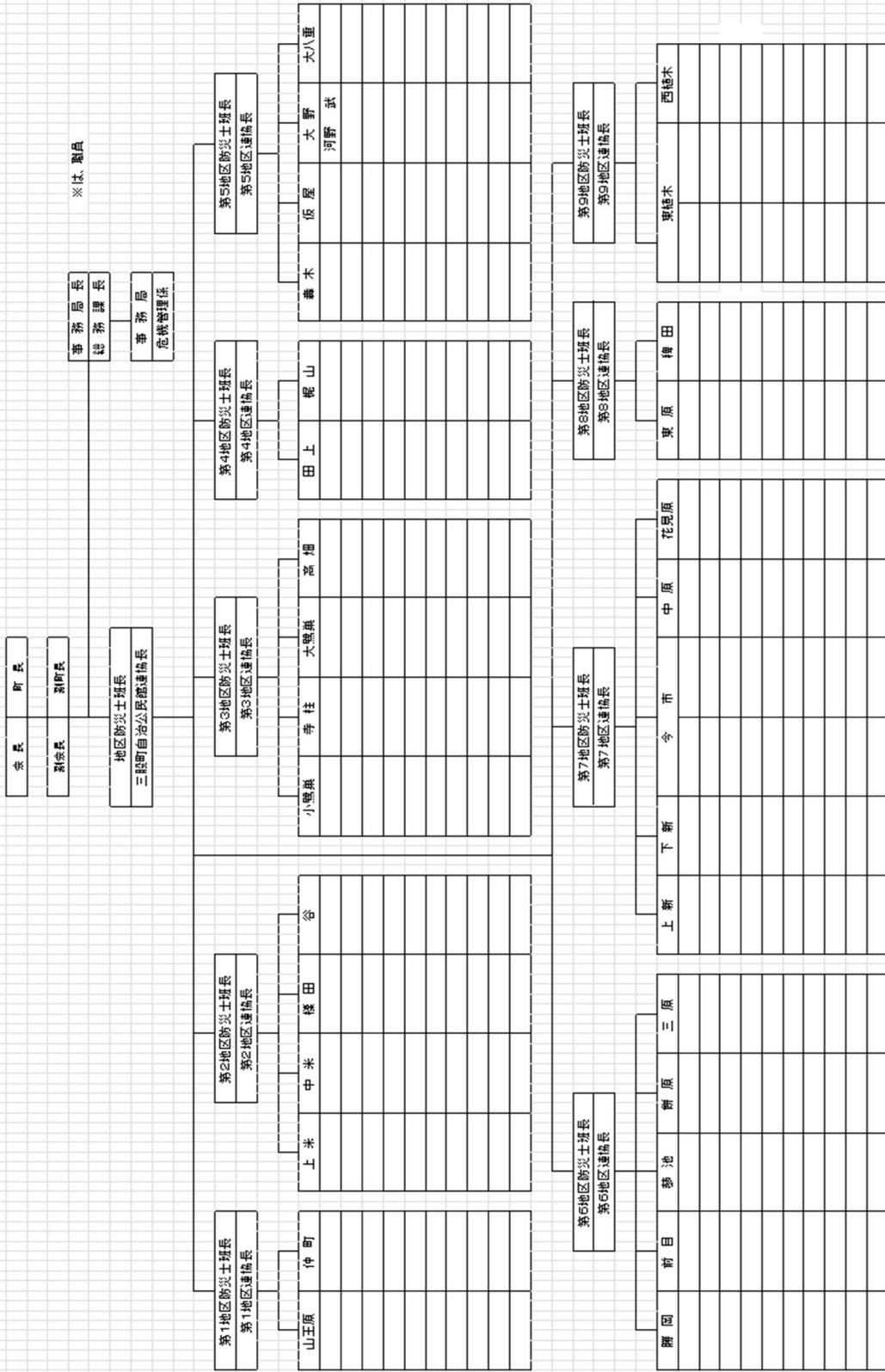
自主防災組織（隊）の編成（例）



1. 自主防災隊の担当する事務分掌は、自主防災隊規約の別表に定めるとおりとする。
2. 隊員は、地域に居住する住民の中で構成する。
(※人員は災害時参集できない人員も考慮し、なるべく多数を確保する。)
3. 自主防災隊の資機材は、下記の装備品表を参照のこと。ただし、地域の事情により、他に必要なものがあるときはこの限りでない。

自主防災組織の装備品（例）		数量
消火用品	三角バケツ、消火器、消火弾等	必要数
救護用品	担架、三角巾、リヤカー等	
救急用品	救急医薬品等	
救助用品	発電機・投光器等	
その他	ロープ、ヘルメット、手袋、マスク、スコップ等	

三股町防災士連絡協議会



宮崎県消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律226号）第21条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第2条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第1条に規定する消防の任務とする。

（応援出動）

第3条 応援出動は、災害発生地在市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができる。

（応援要請の方法）

第4条 応援を要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害等の状況
- （2）応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- （3）その他必要な事項

（応援人員の派遣）

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。

なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

（応援の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。

- 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

（報告）

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

- （1）応援隊が災害発生地に到着したとき
- （2）応援隊が災害発生地から引揚げるとき
- 2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあってはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。

2 宮崎縣市町村消防相互応援協定（昭和42年9月11日締結）は、廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書47通を作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成7年6月19日

[注] 締結の市町村等名及び代表者の記名、捺印は省略する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、災害とは、法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第 3 条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第 4 条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第 5 条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第 6 条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第 7 条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第 9 条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年 1 回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その

他の協定を排除するものではない。

(その他)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第 12 条 この協定は、平成 8 年 9 月 1 日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書 44 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 8 月 29 日

(44 市町村長の氏名及び公印は略)

都城広域定住自立圏災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 都城広域定住自立圏を形成する都城市、三股町、曾於市、志布志市（以下「構成市町」という。）において災害等が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できない場合、相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。

(応援項目)

第3条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 物資等の提供及び人員の派遣

ア食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

ウ情報収集及び救援・救護活動に必要な車両等の提供

エ救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

(2) その他応援のため必要な事項

(応援の要請)

第4条 被災市町の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害及び被害が予想される状況

(2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容

(3) 応援を希望する期間

(4) その他必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害等の発生により、被災市町との連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の市町は自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

(連絡窓口)

第6条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、第4条の規定による応援の要請をした市町の負担とする。ただし、第5条の規定による応援に要した経費の負担は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時からの取組)

第8条 構成市町は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備
- (2) 通信体制の整備
- (3) 情報の共有
- (4) 訓練の実施
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、構成市町が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援協定等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、構成市町が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年2月13日

都城広域定住自立圏

宮崎県都城市姫城町6街区21号

都 城 市

代 表 者 市 長 池 田 宜 永

宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

三 股 町

代 表 者 町 長 木 佐 貫 辰 生

鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

曾 於 市

代 表 者 市 長 五 位 塚 剛

鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

志 布 志 市

代 表 者 市 長 下 平 晴 行

応 援 協 定 書

三股町（以下「甲」という。）と三股町建設業協会（以下「乙」という。）とは、三股町が行う災害応急対策に関する応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 甲は、三股町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し応援を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）

第3条 乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を確保し体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の単価等については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、消防団員等公務災害補償等共済基金より補償する。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、平成23年6月30日から平成24年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がな
されないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も
同様とする。この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の
上、各自1通を保有する。

平成23年6月30日

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

甲 三股町

三股町長 木佐貫辰生

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3168番地4

乙 三股町建設業協会

会長 中原康憲

三股町建設業協会 会員名簿 (R 7 . 4 . 1)

No.	社 名	代表者名	所 在 地	連絡先	提供する 資機材等
1	(有) 才田工務店	才田 正弘	三股町大字樺山 4454-6	52-2305	
2	(株) 上原林業	上原 洋一	三股町大字樺山 4523	52-2013	
3	(有) 東技建	東 利美	三股町大字蓼池 3709-7	52-1216	
4	(株) 大和組	中原 康憲	三股町大字樺山 3154	52-2215	
5	(有) 幸栄電気	中西 幸人	三股町大字樺山 2296	52-2299	
6	(有) 国真建設	国分 成年	三股町大字宮村 1603	52-9006	
7	(有) 国分建設	国分 至	三股町大字宮村	52-5734	
8	(有) 今村建設	今村 春寿	三股町大字蓼池 4136	52-1242	
9	政野建設 (有)	政野 孝一	三股町大字長田 2182-3	52-1374	
10	松崎産業	松崎 明	三股町大字宮村 2935-5	52-0317	
11	(株) 井ノ上組	斉藤 隆	三股町大字蓼池 3589-2	52-3834	
12	叶工業 (株)	野瀬 栄樹	三股町大字蓼池 3666-3	52-7212	
13	(有) 産興建設	福田 利秀	三股町大字蓼池 1365	52-3031	
14	(有) 中原建設	中原 悟	三股町大字蓼池 5353	52-2405	
15	(有) 前村建設	前村 光幸	三股町大字蓼池 3469	52-1298	
16	(株) 木佐貫建設	木佐貫雄一	三股町大字樺山 4257	52-2143	
17	(有) 曙建設	甲斐 知美	三股町大字宮村 2774-21	52-4347	
18	(有) 谷山電設	谷山 三善	三股町大字樺山 1919-5	52-2471	
19	(有) 堂領建設	堂領 弘隆	三股町大字樺山 1905	52-4565	
20	(有) マルシン工業	山元 栄二	三股町大字樺山 4244-1	52-1473	
21	(有) 丸建工業	小倉 休幸	三股町大字樺山 5066-1	52-6634	

応 援 協 定 書

三股町（以下「甲」という。）と三股町管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、三股町が行う災害応急対策に関する応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 甲は、三股町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し応援を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）

第3条 乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を確保し体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用の単価等については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、消防団員等公務災害補償等共済基金より補償する。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。
2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、平成23年6月30日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年6月30日

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

甲 三股町

三股町長 木佐貫辰生

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3066番地3

乙 三股町管工事協同組合

理事長 野元俊英

管工事業共同組合加入業者名一覧

No.	事業者名称	代表者名	所在地	連絡先	提供する 資機材等
1	(有) 木佐貫設備工業	丸谷隆満	三股町大字樺山 4767	52-5574	
2	(株) 真和産業	和田 昇	三股町大字樺山 1592-6	52-0618	
3	(有) 野元設備	野元 俊英	三股町花見原 8-11	52-2460	
4	(有) 才田工務店	才田弘之	三股町大字樺山 4454-6	52-2305	

災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定書

三股町（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）とは、三股町内に地震・風水害その他による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協力に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲と乙が相互に協力して、災害時の住民生活を支援するための生活物資（以下、「物資」という。）を迅速かつ円滑に調達し、供給する事を目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が三股町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請）

第3条 甲は、災害時において物資の確保が必要と認められるときは、乙に対して乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、商品名、数量等を記載した支援物資供給要請書[様式1号]（以下、「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力事項の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に務めるものとする。

（物資）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 医薬品
- (4) 日用生活品
- (5) 衣類
- (6) その他甲が指定する物資

（物資の運搬）

第6条 供給協力を要請した物資の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に対し、当該物資の運搬の協力を依頼することができる。

（物資の引渡し）

第7条 甲は乙の指定する物資引渡し場所に甲の職員（甲の指定する者を含む。）を派遣し、物資の品目、数量等を確認したのち、当該物資の引渡しを受けるものとする。

2 前条ただし書きにより乙が運搬する場合においては、甲の指定する物資引渡し場所において、当該物資の引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙からの請求を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(在庫量等の報告)

第10条 甲は、乙に対し、商品の在庫品目、数量、引渡し場所等、必要に応じて随時報告を求めることができる。

(履行義務の免除)

第11条 乙が被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成○年 ○月 ○日

甲 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三 股 町

三股町長.....印

乙 ○○

代表取締役.....印

災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定書 名簿

No.	社名	所在地
1	(有) ありた薬局	三股町大字樺山 4080 番地 10
2	(株) アタックスマート アタック三股店	大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号
3	(有) 児玉ストアー	三股町大字蓼池 578 番地
4	(株) ながやま ミートショップながやま三股駅前店	三股町大字樺山 4517 番地 1
5	(株) ながやま HEARTY ながやま三股店	三股町稗田 55 番地 7
6	(株) コスモス薬品樺山店	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 1 号
7	(株) コスモス薬品三股店	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 1 号
8	NPO 法人 コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501-1

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

三股町（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）とは、三股町内に地震・風水害その他による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における燃料等の供給に関し、次のとおり協力に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲と乙が相互に協力して、災害時の住民生活を支援するための燃料を迅速かつ円滑に調達し、供給する事を目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が三股町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請）

第3条 甲は、災害時において燃料の確保が必要と認められるときは、乙に対して乙の所有する燃料の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、品目、数量等を記載した燃料等供給要請書「様式1号」（以下、「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力事項の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、燃料の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に務めるものとする。

（燃料の種類）

第5条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。

- (7) ガソリン
- (8) 軽油
- (9) 灯油
- (10) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（燃料の供給対象）

第6条 甲が乙に供給を要請する対象は、次のとおりとする。

- (1) 避難所
- (2) 災害等対策業務を行う公共施設
- (3) 災害等対策業務に使用する公用車
- (4) 消防関係車両
- (5) 災害応急対応に必要な施設・車両等
- (6) 医療・福祉関係施設のうち緊急度の高い施設
- (7) その他町長が町民の安全を確保するために重要と認めた施設

（燃料の運搬）

第7条 供給協力を要請した燃料の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に対し、当該燃料の運搬の協力を依頼することができる。

（燃料の引渡し）

第8条 甲は乙の指定する物資引渡し場所に甲の職員（甲の指定する者を含む。）を派遣し、燃料の種類、数量等を確認したのち、当該物資の引渡しを受けるものとする。

2 前条ただし書きにより乙が運搬する場合においては、甲の指定する引渡し場所において、燃料の引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第9条 第3条及び第7条の規定により乙が供給した燃料の対価及び乙が行った運搬等にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における燃料単価契約書の単価を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第10条 甲は、乙からの請求を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（在庫量等の報告）

第11条 甲は、乙に対し、燃料の在庫品目、数量、引渡し場所等、必要に応じて随時報告を求めることができる。

（履行義務の免除）

第12条 乙が被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（協議事項）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（協定の効力）

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成〇年 〇月 〇日

甲 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三 股 町

三股町長.....印

乙 ○○

代表取締役.....印

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書 名簿

No.	社 名	所 在 地
1	(有) 田尻石油店	三股町大字樺山 4547 番地 1
2	山元石油店	三股町大字宮村 1775 番地 1
3	(有) 山元石油店	三股町大字樺山 4521 番地
4	東亜石油	三股町大字樺山 4963 番地 1
5	野口石油店	三股町大字蓼池 3581 番地
6	JA みやざき都城地区本部 三股給油所	三股町大字樺山 4457 番地 21

三股町とその他の事業者との応援協定

【行政及び協力関係団体】

No.	協定者名称	所在地	連絡先	協定事項 提供する資機材等
		代表者		
1	国土交通省 九州地方整備局	宮崎市大工 2-39 宮崎河川国道事務所	0985- 24-8221	被害状況の把握 情報連絡網構築 情報連絡員の派遣
		宮崎河川国道事務所		
2	県内市町村	宮崎市(宮崎県庁内)	0985- 26-7066	宮崎県消防 相互応援協定
		県消防保安課 (県知事・市町村長)		
3	都 城 市	都城市姫城町 6-21	0986- 23-1111	救急業務協力者の災 害補償に関する協定
		(市長) 池田 宜永		
4	三股町関係郵便局	三股郵便局、宮村郵便局、 蓼池郵便局、都城郵便局	0986- 52-1042	災害発生時における 三股町と三股町関係 郵便局の協力に関する 協定
5	宮崎日日新聞宮日会 都城・北諸支部	都城市下川東 2-8-11-1	0986- 52-7555	三股町と宮崎日日新 聞 宮日会都城・北諸 支部との包括連携
		支部長 山下 純市		
6	(株)都城北諸地区 清掃公社	都城市吉尾町 2159	0986- 38-0234	災害時におけるし尿 等の収集運搬
		代表取締役 三島 善博		
7	西日本電信電話(株) 宮崎支店	宮崎市広島 1-5-3	0985- 54-1908	災害時における特設 公衆電話の設置・利用
		支店長 池尻 親		
8	アマチュア無線 都城クラブ	都城市大王町 1-7	090-2586- 9427 (永井)	災害時における非常 通信による情報収集
		会長 徳永 良明		
9	九州電力株式会社 都城配電事業所	都城市姫城町 33 街区 5 号	0120-986-963	災害発生時の情報収 集・提供等の情報連絡 ライフラインの早期 復旧
		都城配電事業所長 中川 智之		
10	宮崎県環境保全事業 連合会	宮崎市日ノ出町 253 番 地	0985-23-5353	災害時の緊急発生時 のし尿・浄化槽汚泥の 収集運搬、浄化槽の清 掃
		会長 岩本 普時		

11	宮崎県産業廃棄物協会	宮崎市別府町3番1号	0985-26-6881	災害発生時の廃棄物の撤去、収集運搬、処理等
		会長 田村 務		
12	ヤマト運輸株式会社 宮崎主管支店	宮崎市大字本郷南方字石原1971-1	0985-56-9666	包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し活力ある地域社会の形成と発展に寄与
		主管支店長 鎌田 芳文		
13	鹿島道路株式会社	福岡市博多区3丁目12番10号	092-451-4356	がれき類、アスファルトコンクリート・コンクリートがらの処分
		執行役員支店長 糸川 和孝		
14	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	03-6898-5312	災害時における情報伝達手段の提供
		代表取締役 川邊 健太郎		
15	株式会社テレビ宮崎	宮崎市祇園2丁目78番地	0985-31-5333	災害時及び平時における情報伝達手段の提供
		代表取締役社長 寺村明之		
16	・株式会社 九南	・都城市都北町5070	・0986-27-5628	災害時の電気自動車による避難所等への電力供給
	・宮崎日産自動車(株)	・宮崎市花ヶ島町屋形1179	・0985-28-4123	
	・日産自動車(株)	・横浜市西区高島1丁目1番1号	080-3310-8040	
	・(株)日産サテリオ宮崎	・宮崎市大塚町横立1362	・0985-51-2332	

【飲料水・生活用品の事業所】

No.	協定者名称	所在地	連絡先	協定事項 提供する資機材等
		代表者		
1	都城地区生コンクリート共同組合	都城市都北町5910	0986-38-0998	飲料水を除く生活用水、消防用水の供給
		理事 田中 篤		
2	都城地区建設関連団体災害等連絡協議会	都城市北原町26-13	0986-22-1991	
		会長 堀之内芳久		
3	宮崎県LPガス協会都城支部	大字蓼池4436	0986-52-7560	LPガス、ガス器具
		支部長 森 勝人		
4	宮崎県農協果汁(株)	川南町大字川南20016-3	0985-64-0081	飲料水・備蓄用飲料水
		代表取締役 新森雄吾		

5	高原ミネラル(株)	宮崎市花ヶ島町北沖 630-2	0985-36-3280	飲料水・備蓄用飲料水
		代表取締役 成松久長		
6	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	東京都港区赤坂9丁目1号	0120-308-509	災害時における自動販売機内の飲料水の提供支援
		代表取締役 吉松 民雄		
7	きりしま商事	高城町桜木 140 番地	0986-58-3014	飲料水・備蓄用飲料水
		取締役 小園秀和		
8	株式会社 だいきち	国富町大字三名 141 番地	0985-75-8180	飲料水・備蓄用飲料水
		代表取締役 川越道貴		
9	都城ヤクルト販売株式会社	都城市高城町桜木字西原 804 番地 16	0986-58-3000	飲料水・備蓄用飲料水
		代表取締役 安樂 紘		

宮崎県が締結している応援協定

No.	協 定 先	協 定 内 容
1	日本放送協会宮崎局 株式会社宮崎放送 株式会社テレビ宮崎	災害時における放送要請
2	株式会社エフエム宮崎	災害時における放送要請
3	(社)プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設
4	南日本新聞社宮崎支社、讀賣新聞社宮崎支局、時事通信社宮崎支局、朝日新聞社宮崎支局、毎日新聞社宮崎支局、夕刊デイリー新聞社、日本経済新聞社宮崎支局、西日本新聞社宮崎総局、共同通信社宮崎支局、宮崎県公安委員会	災害時における報道要請
5	(社)宮崎県警備業協会	災害時の交通誘導等
6	(社)宮崎県トラック協会	物資の輸送とそれに付随する業務
7	宮崎県生コンクリート協同組合連合会	飲料水を除く生活用水や消防用水の供給
8	(社)宮崎県建設業協会	応急対策業務の実施
9	(社)宮崎県測量設計業協会	公共土木施設の被害状況の調査
10	(社)宮崎県医師会	大規模災害発生時における医療救護
11	(社)宮崎県法面保護協会	公共土木施設の被害状況の調査
12	宮崎県環境保全事業連合会	災害時におけるし尿・浄化槽汚泥処理
13	(社)宮崎県造園緑地協会 (社)日本造園建設業協会宮崎県支部	災害時における避難地の応急対策
14	株式会社南九州コ・コーポトリング	災害時における飲料水調達業務
15	(社)日本塗装工業会 宮崎県支部	災害時における建物の汚泥洗浄
16	(社)宮崎県柔道整復師会	災害時における柔道整復師支援活動
17	宮崎県管工事協同組合連合会	災害時における水道復旧活動
18	宮崎県建築協会	災害時における建築物の応急対策
19	宮崎県防水工事業協同組合	災害時における防水等の応急対策
20	宮崎県電業協会	災害時における電気設備の応急対策
21	株式会社ローソン	調達可能な範囲内での商品の供給
22	伊藤忠商事(株)、(株)南九州ファミリーマート、伊藤忠エネクス(株)、(株)エコア	調達可能な範囲内での商品の供給
23	宮崎県石油商業組合	交通途絶時の帰宅困難者に対して緊急避難場所、一時休憩場所としての施設提供等
24	南九州パップコーラ販売(株)	緊急時対応型飲料水自動販売機内の飲料水の無償提供等
25	(社)宮崎県エールガス協会	LPガスの優先的な供給等
26	宮崎県商工会連合会	災害時における物資の調達
27	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の調達

三股町内の危険物施設等

番号	施設名称	所在地	区分	災害時対応可能な施設
1	JA みやざき都城地区本部 三股SS	樺山 4457-2	給油取扱所(一般)	◎
2	JA みやざき都城地区本部 広域配送センター	稗田 19-9	屋内貯蔵所	
3	NTT西日本宮崎支店(三股)	樺山字栗原 3559-1	地下タンク貯蔵所	—
4	エース総合運輸株式会社	蓼池 3668-27	給油取扱所(自家)	
5	MR石油三股給油所	樺山 4073-4	給油取扱所(一般)	◎
		樺山 4073-7	給油取扱所(一般)	◎
6	ワタキューセイモア(株) 九州支社九州営業所	蓼池 3734-1	地下タンク貯蔵所 一般取扱所	—
7	株式会社 白川運輸	蓼池 4346-1	給油取扱所(自家)	—
8	(株)三股運送	稗田 10-11	給油取扱所(自家)	—
9	セルフ三股西店	宮村 2972	給油取扱所 (セルフ)	◎
10	(株)キング 都城営業所	蓼池 3730-1	給油取扱所(自家)	—
11	株式会社 領山	長田字霧島侍 1474-1	給油取扱所(自家)	—
12	宮崎運輸株式会社都城営業所	蓼池字中原 4708	給油取扱所(自家)	—
13	三股町衛生センター	蓼池 744	一般取扱所 地下タンク貯蔵所 (2)	—
14	山元石油店	宮村 1775-1	給油取扱所(一般)	◎
15	株式会社 ヤマシタアグテム	蓼池字南原 3668-33	屋内貯蔵所	—
16	農産物処理加工施設 荒茶加工施設	蓼池 4808	一般取扱所 地下タンク貯蔵所	—
17	野口石油店	蓼池 3581	給油取扱所(一般)	◎
18	有限会社 国建産業	宮村 219-1	給油取扱所(自家)	—
19	有限会社 中石林業	樺山字射場迫 3805-3	移動タンク貯蔵所	—
20	有限会社 田尻石油店	樺山 4547-1・ 2	給油取扱所(一般)	◎
21	有限会社 山元石油店	樺山 4507-1	一般取扱所(2) 地下タンク貯蔵所	

2 2	有限会社 山元石油店	樺山 4514	移動タンク貯蔵所 給油取扱所(一般)	◎
2 3	有限会社 山元石油店(聖天 (株)宮崎工場内)	蓼池字下原 4312	給油取扱所(自家)	—
2 4	有限会社 東亜プラスチック 工業東亜石油	樺山 4521-1	給油取扱所(一般)	◎
2 5	(有) 日輪運輸	蓼池字下原 4396	給油取扱所(自家)	—

◎自家給油所を除く災害時緊急車両用に給油が可能な施設

危険物施設数 (三股町内)

施設	屋内貯蔵	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	屋外貯蔵	給油取扱	第1種販売	第2種販売	一般取扱	計
数	2	0	0	6	3	0	18	0	0	5	34

宮崎県災害対策現地合同本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な事故等の災害発生時における被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ適切に実施するために設置する災害対策現地合同調整本部(以下「現地合同調整本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 現地合同調整本部は、大規模な事故等の災害が発生し、被災者の救助・救出が必要と認められる場合において、防災関係機関が相互に協議し、災害発生現地に設置するものとする。

- 2 知事は、現地合同調整本部を設置しようとする場合は、関係する防災機関の長に対して、本部員の派遣を要請するものとする。
- 3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから指名した本部員を現地合同調整本部に派遣常駐させるものとする。

(任務)

第3条 現地合同調整本部は、次に掲げる事項を相互に協議し処理するものとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 防災関係機関相互間の情報交換及び連絡調整を図ること。
- (3) 被災者の救助・救出方法にかかる検討、調整及び実施に関すること。
- (4) 傷病者のトリアージを含む応急処置及び被災者家族等の処遇の調整に関すること。
- (5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。
- (6) その他必要な事項について調整を図ること。

(組織)

第4条 現地合同調整本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。
- 3 副本部長及び班長は、本部長が宮崎県防災会議構成機関と速やかに調整のうえ、本部員内から指名する者をもって充てる。
- 4 本部員は、知事が宮崎県の職員のうちから指名した者及び防災関係機関の長が当該機関の役員又は職員のうちから指名した者をもって充てる。

(情報伝達系統等)

第5条 現地合同調整本部の設置に関する情報伝達系統及び現地合同調整本部の業務は、別紙のとおりである。

(雑則)

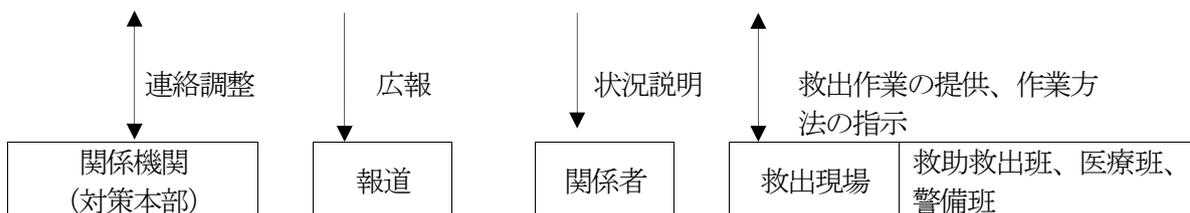
第6条 この要綱に定めるもののほか、現地合同調整本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

2 現地合同調整本部の業務分担（基準）

本部長 ——宮崎県の職員の中から知事が指名する者
 副本部長・班長 ——本部長が防災会議構成機関と協議し、本部員のうちから指名する者
 本部員 ——防災関係機関の長が指名する者

【現地合同調整本部の業務分担表】

番号	班	担 当	内 容	主 な 担 当 機 関
1	総務班	総務担当	・現地合同調整本部の庶務	宮崎県、施設管理者、市町村、NTT
		調整担当	・関係機関の調整 (応援・協力等の要請)	宮崎県、施設管理者、市町村
2	情報班	情報処理 担 当	・関係機関の情報並びに報 告、記録	合同調整本部各関係機関
3	住 民 対応班	住民対応 担 当	・被災者家族への情報提供	宮崎県、施設管理者、市町村
4	広報班	広報担当	・報道対応、住民への対応	宮崎県、施設管理者、市町村 救助救出機関
5	医療班	応急措置 担 当	・被災者のトリアージ ・応急処置等	宮崎県、医師会、日赤
		健康管理 担 当	・被災者家族等の健康管 理・処遇	宮崎県、医師会、日赤
6	救助・ 救出班		・救助・救出方法の検討、 調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保から派遣があった場合)
7	警備班		・被災現場の交通規制、立 入制限、検証等	警察



関係行政機関連絡一覧表

1 県

番号	課名	電話番号	無線電話	FAX	防災 FAX
1	災害対策本部 (危機管理局)	0985-26-7066	9-21-35~40	0985-26-7304	9-26-40
2	福祉保健課	0985-26-7074	9-21-50	0985-26-7326	
3	環境森林課	0985-26-7152	9-21-80	0985-26-7311	
4	農政企画課	0985-26-7123	9-21-70	0985-26-7307	
5	農地整備課	0985-26-7142	9-21-76	0985-26-7308	
6	河川課	0985-26-7184	9-21-95	0985-26-7317	2595
7	道路保全課	0985-26-7182	9-21-94	0985-26-7317	2594
8	市町村課	0985-26-7021	9-21-08	0985-27-7919	
9	北諸農林振興局	0986-23-4508	33-390	0986-22-7473	33-380
10	都城土木事務所	0986-23-4512	33-256	0986-24-3755	33-381
11	南部福祉子どもセンター	0986-23-4520		0986-21-0047	
12	都城警察署	0986-24-0110		0986-24-0110	
13	都城保健所	0986-23-4504	51-253	0986-23-0551	

2 市町村

番号	課名	電話番号	無線電話	FAX	防災 FAX
1	都城市	0986-23-2111		0986-23-9824	2022
2	山之口総合支所	0986-57-3111		0986-57-4142	3422
3	高城総合支所	0986-58-2311		0986-58-4281	3432
4	山田総合支所	0986-64-1111		0986-64-1642	3442
5	高崎総合支所	0986-62-1111		0986-62-4242	3452
6	都城市消防局	0986-23-2125		0986-24-0119	6082
7	日南市	0987-31-1100		0987-23-1853	2042
8	北郷支所	0987-55-2111		0987-55-2457	3212
9	宮崎市 田野支所	0985-86-1111		0985-86-1987	3022

3 管内関係機関

番号	課名	電話番号	無線電話	備考
1	都城森林管理署都城支署	0986-23-4566		
2	宮崎河川国道事務所都城出張所	0986-23-2947		
3	同上都城国道維持出張所	0986-38-0068		
4	九州電力(株)都城営業所	0986-23-3911		
5	NTT西日本宮崎支店	0985-78-3908		
6	都城消防局	南消防署	0986-26-1104	
7		北消防署	0986-38-1671	
8	宮崎日日新聞社都城支社	0986-24-0659		
9	都城警察署 三股交番	0986-52-1263		
10	JAみやざき 都城地区本部	0986-22-9813		

4 防災・報道機関等

番号	課名	課名	電話番号	FAX	備考※
1	宮崎地方気象台		0985-25-4032	0985-25-5540	
2	宮崎県警察本部	警備2課	0985-31-0110		
3	日本赤十字社宮崎県支部	事業課	0985-22-4045		
4	自衛隊	第43普通科連隊	0986-23-3944		
5		航空自衛隊新田原基地	0983-35-1121		
6		宮崎地方協力本部	0985-53-2643		
7	NHK宮崎放送局	放送部	0985-32-8126		22-3410
8	MRT宮崎放送	報道局	0985-25-3111		24-3553
9	UMKテレビ宮崎	報道部	0985-31-5333		25-5641
10	BTV(株)		0986-27-1700	0986-27-1600	
11	宮崎日日新聞社	総務局	0985-26-9315		24-0659
12	宮崎県医師会	事務局	0985-22-5118		
13	都城市郡医師会	病院	0986-36-8300		
14	(株)シティエフエム都城		0986-46-3434	0986-46-3432	

※備考欄※ 報道機関の都城連絡事務所の電話番号を記す。

(第 2 編第 2 章第 6 節関係)

被害状況調査員割付表 (自治公民館別)

No.	自治公民館	公民館長氏名	電話	職員の調査員担当者氏名	
				班長	班員
1	山王原自治公民館				
2	仲町自治公民館				
3	上米自治公民館				
4	中米自治公民館				
5	谷自治公民館				
6	櫟田自治公民館				
7	小鷺巣自治公民館				
8	大鷺巣自治公民館				
9	高畑自治公民館				
10	寺柱自治公民館				
11	梶山自治公民館				
12	田上自治公民館				
13	轟木自治公民館				
14	仮屋自治公民館				
15	大野自治公民館				
16	大八重自治公民館				
17	勝岡自治公民館				
18	前目自治公民館				
19	三原自治公民館				
20	蓼池自治公民館				
21	餅原自治公民館				
22	上新自治公民館				
23	下新自治公民館				
24	今市自治公民館				
25	中原自治公民館				
26	花見原自治公民館				
27	東原自治公民館				
28	稗田自治公民館				
29	西植木自治公民館				
30	東植木自治公民館				

※調査員（職員）配置は、年度毎に割り当てるものとする。

※都市整備課・農業振興課・環境水道課と消防団員に所属する職員については、緊急時に備えて待機をする必要があることから一部を残し、災害調査から外すこともある。課長も同様とする。

都城市郡医師会災害医療計画

1 目的

この計画は、都城市及び北諸県郡（三股町）内において、事故及び災害による救急医療を要する傷病者が突発的かつ集団的に発生した場合に、市郡医師会として迅速、かつ的確に救急医療体制を確立し、更に他の関係機関との連絡と協力を密にして救急医療を行うことを目的とする。

2 組織計画

当地区に前述の救急医療を要する事態が発生した場合に、宮崎県医師会災害医療対策本部又は宮崎県災害対策本部等より救急医療に関する要請があった場合は、都城北諸県郡医師会に都城市北諸県郡医師会災害医療対策本部（以下「本部」と言う。）を編成する。

本部は、次の人員で構成し、災害現場への医療班の出動、応急処置及び収容施設の活動を円滑に実施できるように統率、かつ指揮し、同時に宮崎県災害医療対策本部（宮崎県医師会）及び関係機関との連携を密にし、災害医療対策の万全を期する。

名 称	職 名	人 員
災害対策本部長	(医師会長)	1 名
同上 副本部長	(副会長)	2 名
同上 総 務	(総務)	1 名
同上 副総務	(救急担当理事)	1 名
同上 庶 務	(事務局長)	1 名

3 現地派遣医療班

災害の発生状況又は災害対策本部より要請により医師会長は、災害現場に医療班を派遣する必要があると判断した際には、独立行政法人都城病院、都城市郡医師会病院及び日赤現地派遣医療班と連絡をはかり、都城市郡医師会現地派遣医療班を出動させる。

(1) 作業内容

(A) 現地派遣医療班は、現地救護所を開設し、災害現場で発生した傷病者の診断、応急処置、薬剤又は治療材料の支給、傷病度判別、搬送順位及び収容先医療機関の判別を行い、かつ傷病者の救出に協力する。

(B) 死体（遺体）処理

(C) 検死及び死亡診断書の作成

(2) 現地医療班の編成

医師 1 名、看護婦（士） 2～3 名とするが、災害の程度に応じて増員する。

(3) 現地医療班出動車両

班員の輸送については、ヘリコプターを含め本部より回送する。

(4) 医療資材の準備及び補給

本部において準備、補給するものとする。

(5) 応急医療班員

救急医療班員は、次のように区分し、それぞれ救命又は応急措置を行うものとする。

区分	傷病の程度	表示（色）
0	死亡——すでに死亡している者	（黒色）
I	重傷——早急に治療、搬送が必要な者	（赤色）
II	中等症——すぐに治療しなくとも生命に別状がなく、搬送も急がなくてもよい者	（黄色）
III	軽傷——収容治療は必要なく、搬送を必要としない者	（緑色）

5 傷病者の搬送

- （1）現地派遣医療班は、本部との連絡を密にして、重傷、中等症の傷病者を収容先医療機関に搬送する。
- （2）搬送者の配車については、本部が手配する。
- （3）搬送中の医療、看護については災害の規模、傷病者の発生状況により本部は、現地派遣医療班の医師の要請により、添乗医師又は添乗看護婦（士）を別に派遣する。

6 現地医療版の安全性と身分保障

関係機関と協議して決める。

1 三股町内の医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	医療科目	病床数
長倉医院	樺山 3491-2	52-2109	内・小児・循環科	19
畠中小児科医院	新馬場 24-1	52-6000	小児科	19
一心外科医院	樺山 4969	52-7788	外・内・肛門科	19
とまり内科外科胃腸科 医院	稗田 47-5	52-1135	内・外・消化器科	19
田中隆内科	宮村 2872-1	52-0301	内科・循環科等	19
ホームクリニックみまた	樺山 4672-4	52-1348	内科・呼吸器内科	19
大悟病院	長田 1270	52-5800	内科・精神科	311
たけしたこども医院	樺山 4540-2	51-0005	小児科	無
坂田医院	蓼池 3608-14	51-2003	内・消化器科	無
岩下耳鼻咽喉科	樺山 5036-89	51-1187	耳鼻咽喉科	無
江夏整形外科クリニック	宮村 2141-4	51-1122	整外・リハビリ等	無
みしま内科クリニック	樺山 5036-5	51-8100	内科・循環器科	無
よしだ眼科クリニック	樺山 4612	77-8817	眼科	無
こみぞ眼科	蓼池 1405-1	57-7722	眼科	無

2 近隣の国公立・公的医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目
国立病院機構 都城医療センター	都城市祝吉町 5033-1	0986- 23-4111	総合病院
都城市郡 医師会病院	都城市太郎坊 1364-1	0986- 36-8300	総合病院

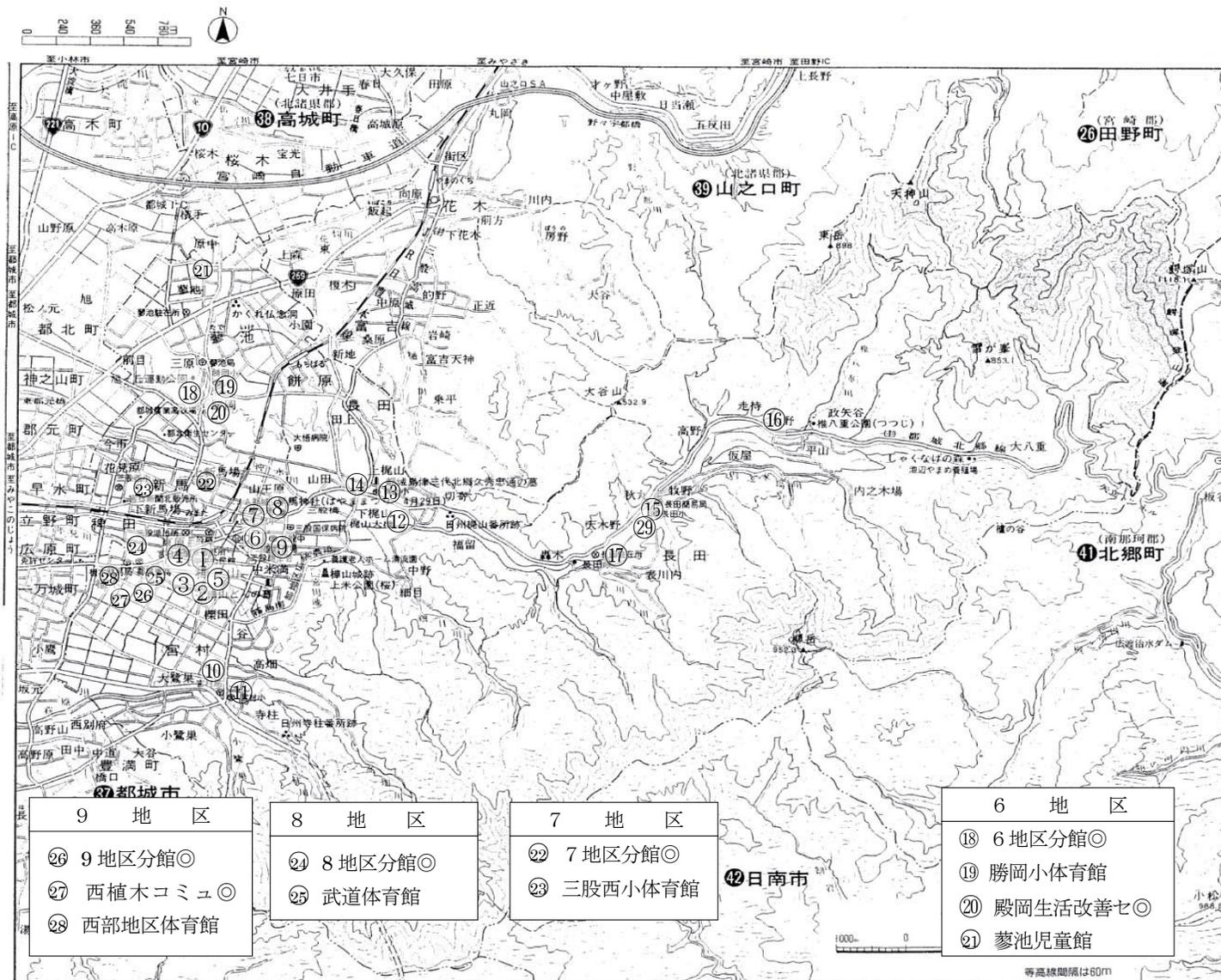
3 都城市内の病院（一部）

名 称	所 在 地	電話番号	医療科目
藤元 早鈴病院	早鈴町 17-1	(代)22-1717	内科・整形外科・脳外科・精神科他 (早鈴 330 床・早鈴内科 427 床)
藤元 上町病院	上町 10-24	23-4000	内科・放射線・循環器 122 床
メディカルティ 東部病院	立野町 3633-1	22-2240	内・外・泌・循科・救急センター 地域災害医療指定病院 132 床

三股町の災害危険箇所（位置図）

データ管理

三股町の指定避難所



全 地 区
① 中央公民館◎
② 文化会館
③ 元気の杜◎
④ 町体育館

1 地 区
⑤ 1地区分館◎
⑥ 三股小体育館

2 地 区
⑦ 三股中体育館
⑧ 2地区分館◎
⑨ 2地区交流プラ◎

3 地 区
⑩ 3地区分館◎
⑪ 宮村小体育館

4 地 区
⑫ 4地区分館◎
⑬ 梶山小体育館
⑭ 梶山児童館

5 地 区
⑮ 長田小体育館
⑯ 大野集落センタ◎
⑰ 轟木集落センタ◎
⑲ 第5地区防災セ◎

9 地 区
⑳ 9地区分館◎
㉑ 西植木コミュ◎
㉒ 西部地区体育館

8 地 区
㉔ 8地区分館◎
㉕ 武道体育館

7 地 区
㉖ 7地区分館◎
㉗ 三股西小体育館

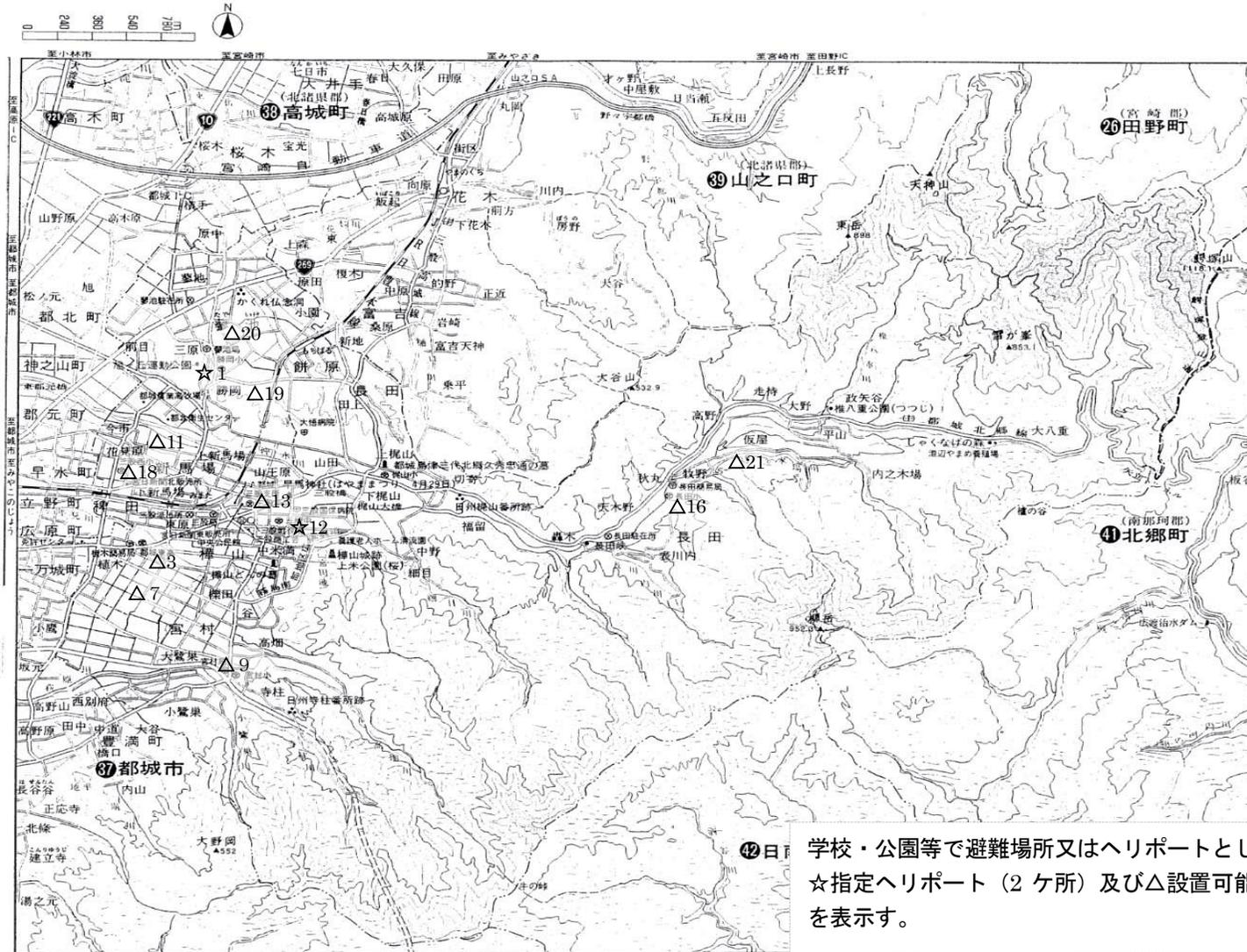
6 地 区
⑱ 6地区分館◎
⑲ 勝岡小体育館
⑳ 殿岡生活改善セ◎
㉑ 蓼池児童館

8
3

等高線間隔は60m

三股町の災害時に設置するヘリポート（指定緊急避難場所）

資料27



- ☆1 旭ヶ丘運動公園
- 2 上米公園
- △3 ふれあい中央広場
- 4 エコフィールド
- 5 墓苑高才原
- 6 椎八重公園
- △7 植木公園
- 8 早馬公園
- △9 一町田公園
- 10 ひえだ公園
- △11 新馬場公園
- ☆12 三股中学校
- △13 三股小学校
- 14 勝岡小学校
- 15 梶山小学校
- △16 長田小学校
- 17 宮村小学校
- △18 三股西小学校
- △19 殿岡農村広場
- △20 蓼池公園
- △21 仮屋農村広場

学校・公園等で避難場所又はヘリポートとして指定された場所
 ☆指定ヘリポート（2ヶ所）及び△設置可能な場所（10ヶ所）のみ
 を表示す。

三股町災害危険箇所総括表

データ管理

土砂災害危険箇所・区域一覧表

データ管理

三股町土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域数 R7. 4. 1

急傾斜地		土石流		地すべり		計	
警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒
155	154	51	40	4	0	210	194

資料30-1

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧(急傾斜)

No.	宮崎 No.	自然現象の 種類	危険箇所 番号	区域名	県の指定		告示 年月日
					警戒	特別警戒	
1	20	急傾斜地	I-1-0600	切寄	○	○	H21.2.26
2	22	急傾斜地	I-1-0602	轟木-1	○	○	H21.2.26
3	25	急傾斜地	I-1-0604-1	天木野-1	○	○	H21.2.26
4	26	急傾斜地	I-1-0604-2	天木野-2	○	○	H21.2.26
5	27	急傾斜地	I-1-0605	長田体育館	○	○	H21.2.26
6	28	急傾斜地	I-1-0607	高野仮屋橋西	○	○	H21.2.26
7	29	急傾斜地	I-1-0608	大野	○	○	H21.2.26
8	30	急傾斜地	I-1-0609-1	政矢谷-1	○	○	H21.2.26
9	31	急傾斜地	I-1-0609-2	政矢谷-2	○	○	H21.2.26
10	53	急傾斜地	I-1-0617-1	大野2-1	○	○	H21.2.26
11	54	急傾斜地	I-1-0617-2	大野2-2	○	○	H21.2.26
12	55	急傾斜地	I-1-0617-3	大野2-3	○	○	H21.2.26
13	56	急傾斜地	I-1-0618	走持	○	○	H21.2.26
14	59	急傾斜地	I-1-2076	牧野	○	○	H21.2.26
15	61	急傾斜地	I-1-3223	轟木3	○	○	H21.2.26
16	73	急傾斜地	II-1-0614-1	仮屋-1	○	○	H22.1.18
17	74	急傾斜地	II-1-0614-2	仮屋-2	○	○	H22.1.18
18	107	急傾斜地	II-1-5034	高野4	○	○	H22.1.18
19	122	急傾斜地	II-1-5046	高野5	○	○	H22.1.18
20	1	急傾斜地	I-1-0587-1	前目1(1)	○	○	H23.1.11
21	2	急傾斜地	I-1-0587-2	前目1(2)	○	○	H23.1.11
22	3	急傾斜地	I-1-0588	前目2	○	○	H23.1.11
23	4	急傾斜地	I-1-0589	前目3	○	○	H23.1.11
24	5	急傾斜地	I-1-0590-1	勝岡1(1)	○	○	H23.1.11
25	6	急傾斜地	I-1-0590-2	勝岡1(2)	○	○	H23.1.11
26	7	急傾斜地	I-1-0591 他 I-1-0594(I-1-3232)	勝岡2&勝岡5 & 前目4	○	○	H23.1.11
27	8	急傾斜地	I-1-0592-1	勝岡3(1)	○	○	H23.1.11
28	9	急傾斜地	I-1-0592-2	勝岡3(2)	○	○	H23.1.11
29	10	急傾斜地	I-1-0592-3	勝岡3(3)	○	○	H23.1.11
30	11	急傾斜地	I-1-0593 I-1-3222	勝岡4 & 勝岡6	○	○	H23.1.11

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧

No.	宮崎 No	自然現の 種類	危険箇所 番号	区域名	県の指定		告示 年月日
					警戒	特別警戒	
31	13	急傾斜地	I-1-0595	柳ヶ迫	○	○	H23.1.11
32	63	急傾斜地	I-1-3226	勝岡7	○	—	H23.1.11
33	65	急傾斜地	I-1-3228	勝岡9	○	○	H23.1.11
34	14	急傾斜地	I-1-0596-1	山田-1	○	○	H24.2.23
35	15	急傾斜地	I-1-0596-2	山田-2	○	○	H24.2.23
36	16	急傾斜地	I-1-0597-1	世加井-1	○	○	H24.2.23
37	17	急傾斜地	I-1-0597-2	世加井-2	○	○	H24.2.23
38	18	急傾斜地	I-1-0598	梶山小学校北	○	○	H24.2.23
39	58	急傾斜地	I-1-2075	尾崎	○	○	H24.2.23
40	60	急傾斜地	I-1-3221	寺柱-1	○	○	H24.2.23
41	35	急傾斜地	I-1-0612	高畑	○	○	H25.2.12
42	36	急傾斜地	I-1-0613-1	寺柱-1	○	○	H25.2.12
43	37	急傾斜地	I-1-0613-2	寺柱-2	○	○	H25.2.12
44	38	急傾斜地	I-1-0613-3	寺柱-3	○	○	H25.2.12
45	39	急傾斜地	I-1-0613-4	寺柱-4	○	○	H25.2.12
46	51	急傾斜地	I-1-0616-1	高畑2-1	○	○	H25.2.12
47	52	急傾斜地	I-1-0616-2	高畑2-2	○	○	H25.2.12
48	90	急傾斜地	II-1-5021	谷-1	○	○	H25.2.12
49	71	急傾斜地	II-1-0606	牧野	○	○	H26.2.6
50	72	急傾斜地	II-1-0606-新①	牧野-新①	○	○	H26.2.6
51	102	急傾斜地	II-1-5030	表川内-1	○	○	H26.2.6
52	103	急傾斜地	II-1-5030-新①	表川内-1-新①	○	○	H26.2.6
53	104	急傾斜地	II-1-5032-1	表川内-3-1	○	○	H26.2.6
54	105	急傾斜地	II-1-5032-2	表川内-3-2	○	○	H26.2.6
55	106	急傾斜地	II-1-5033	牧野-1	○	○	H26.2.6
56	116	急傾斜地	II-1-5042-1	表川内-4-1	○	○	H26.2.6
57	117	急傾斜地	II-1-5042-2	表川内-4-2	○	○	H26.2.6
58	118	急傾斜地	II-1-5043	表川内-5	○	○	H26.2.6
59	119	急傾斜地	II-1-5044	牧野-2	○	○	H26.2.6
60	120	急傾斜地	II-1-5045	牧野-3	○	○	H26.2.6
61	121	急傾斜地	II-1-5045-新①	牧野-3-新①	○	○	H26.2.6
62	147	急傾斜地	III-1-9485	表川内-7	○	○	H26.2.6

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧

No.	宮崎 No	自然現の 種類	危険箇所 番号	区域名	県の指定		告示 年月日
					警戒	特別警戒	
63	148	急傾斜地	Ⅲ-1-9486-1	表川内-8-1	○	○	H26.2.6
64	149	急傾斜地	Ⅲ-1-9486-2	表川内-8-2	○	○	H26.2.6
65	150	急傾斜地	Ⅲ-1-9486-新①	表川内-8-新①	○	○	H26.2.6
66	151	急傾斜地	Ⅲ-1-9486-新②	表川内-8-新②	○	○	H26.2.6
67	152	急傾斜地	Ⅲ-1-9486-新③	表川内-8-新③	○	○	H26.2.6
68	40	急傾斜地	I-1-0615-1	内之木場-1-1	○	○	H27.1.29
69	41	急傾斜地	I-1-0615-2	内之木場-1-2	○	○	H27.1.29
70	42	急傾斜地	I-1-0615-新①	内之木場-新①	○	○	H27.1.29
71	43	急傾斜地	I-1-0615-新②	内之木場-新②	○	○	H27.1.29
72	44	急傾斜地	I-1-0615-新③	内之木場-新③	○	○	H27.1.29
73	45	急傾斜地	I-1-0615-新④	内之木場-新④	○	○	H27.1.29
74	46	急傾斜地	I-1-0615-新⑤	内之木場-新⑤	○	○	H27.1.29
75	47	急傾斜地	I-1-0615-新⑥	内之木場-新⑥	○	○	H27.1.29
76	48	急傾斜地	I-1-0615-新⑦	内之木場-新⑦	○	○	H27.1.29
77	49	急傾斜地	I-1-0615-新⑧	内之木場-新⑧	○	○	H27.1.29
78	50	急傾斜地	I-1-0615-新⑨	内之木場-新⑨	○	○	H27.1.29
79	108	急傾斜地	Ⅱ-1-5035	仮屋	○	○	H27.1.29
80	154	急傾斜地	Ⅲ-1-9489	内之木場-2	○	○	H27.1.29
81	155	急傾斜地	Ⅲ-1-9489-新①	内之木場-2-新①	○	○	H27.1.29
82	19	急傾斜地	I-1-0599	坂下	○	○	H28.4.18
83	23	急傾斜地	I-1-0603	轟木2	○	○	H28.4.18
84	24	急傾斜地	I-1-0603-新①	轟木2-新①	○	○	H28.4.18
85	70	急傾斜地	I-2-0223	山田-1	○	○	H28.4.18
86	86	急傾斜地	Ⅱ-1-5015	山田-3	○	○	H28.4.18
87	95	急傾斜地	Ⅱ-1-5026	上梶山-1	○	○	H28.4.18
88	96	急傾斜地	Ⅱ-1-5027	福留	○	○	H28.4.18
89	97	急傾斜地	Ⅱ-1-5027-新①	福留-新①	○	○	H28.4.18
90	98	急傾斜地	Ⅱ-1-5028	下轟木-1	○	○	H28.4.18
91	99	急傾斜地	Ⅱ-1-5028-新①	下轟木-1-新①	○	○	H28.4.18
92	100	急傾斜地	Ⅱ-1-5029	下轟木-2	○	○	H28.4.18
93	101	急傾斜地	Ⅱ-1-5029-新①	下轟木-2-新①	○	○	H28.4.18

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧

No.	宮崎 No	自然現の 種類	危険箇所 番号	区域名	県の指定		告示 年月日
					警戒	特別警戒	
94	109	急傾斜地	Ⅱ-1-5036	政矢谷-1	○	○	H28.4.18
95	110	急傾斜地	Ⅱ-1-5036-新①	政矢谷-1-新①	○	○	H28.4.18
96	111	急傾斜地	Ⅱ-1-5038-1	大八重-1	○	○	H28.4.18
97	112	急傾斜地	Ⅱ-1-5038-2	大八重-2	○	○	H28.4.18
98	113	急傾斜地	Ⅱ-1-5038-新①	大八重-新①	○	○	H28.4.18
99	115	急傾斜地	Ⅱ-1-5040	上梶山-2	○	○	H28.4.18
100	126	急傾斜地	Ⅱ-1-5048	山田-4	○	○	H28.4.18
101	127	急傾斜地	Ⅱ-1-5048-新①	山田-4-新①	○	○	H28.4.18
102	134	急傾斜地	Ⅲ-1-9468-1	田上-3-1	○	○	H28.4.18
103	135	急傾斜地	Ⅲ-1-9468-2	田上-3-2	○	○	H28.4.18
104	136	急傾斜地	Ⅲ-1-9468-3	田上-3-3	○	○	H28.4.18
105	137	急傾斜地	Ⅲ-1-9469	田上-4	○	○	H28.4.18
106	138	急傾斜地	Ⅲ-1-9470	山田-6	○	○	H28.4.18
107	139	急傾斜地	Ⅲ-1-9471	上梶山-3	○	○	H28.4.18
108	145	急傾斜地	Ⅲ-1-9482	下轟木-3	○	○	H28.4.18
109	146	急傾斜地	Ⅲ-1-9483	下轟木-4	○	○	H28.4.18
110	153	急傾斜地	Ⅲ-1-9488	高野6	○	○	H28.4.18
111	12	急傾斜地	I-1-0593-新①	勝岡4-新①	○	○	H28.10.6
112	21	急傾斜地	I-1-0601	中野	○	○	H28.10.6
113	64	急傾斜地	I-1-3227	勝岡8	○	○	H28.10.6
114	66	急傾斜地	I-1-3229	田上-1	○	○	H28.10.6
115	67	急傾斜地	I-1-3229-新①	田上-1-新①	○	○	H28.10.6
116	69	急傾斜地	I-1-3231	勝岡10	○	○	H28.10.6
117	75	急傾斜地	Ⅱ-1-5005	三原	○	○	H28.10.6
118	76	急傾斜地	Ⅱ-1-5006	勝岡11	○	○	H28.10.6
119	77	急傾斜地	Ⅱ-1-5007	勝岡12	○	○	H28.10.6
120	78	急傾斜地	Ⅱ-1-5007-新①	勝岡12-新①	○	○	H28.10.6
121	79	急傾斜地	Ⅱ-1-5009	勝岡14	○	○	H28.10.6
122	80	急傾斜地	Ⅱ-1-5010	勝岡15	○	○	H28.10.6
123	83	急傾斜地	Ⅱ-1-5013	勝岡16	○	○	H28.10.6
124	84	急傾斜地	Ⅱ-1-5013-新①	勝岡16-新①	○	○	H28.10.6
125	123	急傾斜地	Ⅱ-1-5047	細目-2	○	○	H28.10.6

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧

No.	宮崎No	自然現の種類	危険箇所番号	区域名	県の指定		告示年月日
					警戒	特別警戒	
126	124	急傾斜地	Ⅱ-1-5047-新①	細目-2-新①	○	○	H28.10.6
127	125	急傾斜地	Ⅱ-1-5047-新②	細目-2-新②	○	○	H28.10.6
128	130	急傾斜地	Ⅲ-1-9462	勝岡18	○	○	H28.10.6
129	32	急傾斜地	I-1-0610	上之園	○	○	H29.12.14
130	33	急傾斜地	I-1-0610-新①	上之園-新①	○	○	H29.12.14
131	34	急傾斜地	I-1-0611	榊山中村	○	○	H29.12.14
132	57	急傾斜地	I-1-2074	今市	○	○	H29.12.14
133	62	急傾斜地	I-1-3225	寺柱-2	○	○	H29.12.14
134	68	急傾斜地	I-1-3230	中米満-1	○	○	H29.12.14
135	81	急傾斜地	Ⅱ-1-5012	花見原	○	○	H29.12.14
136	82	急傾斜地	Ⅱ-1-5012-新①	花見原-新①	○	○	H29.12.14
137	85	急傾斜地	Ⅱ-1-5014	山田-2	○	○	H29.12.14
138	87	急傾斜地	Ⅱ-1-5016	中米満-2	○	○	H29.12.14
139	88	急傾斜地	Ⅱ-1-5017-新①	中米満-3-新①	○	○	H29.12.14
140	89	急傾斜地	Ⅱ-1-5019	大鷺巣-1	○	○	H29.12.14
141	91	急傾斜地	Ⅱ-1-5022	小鷺巣-1	○	○	H29.12.14
142	92	急傾斜地	Ⅱ-1-5023	小鷺巣-2	○	○	H29.12.14
143	93	急傾斜地	Ⅱ-1-5024	小鷺巣-3	○	○	H29.12.14
144	94	急傾斜地	Ⅱ-1-5025	小鷺巣-4	○	○	H29.12.14
145	114	急傾斜地	Ⅱ-1-5039	政矢谷-2	○	○	H29.12.14
146	128	急傾斜地	Ⅱ-2-0347	小鷺巣-5	○	○	H29.12.14
147	129	急傾斜地	Ⅱ-2-0347-新①	小鷺巣-5-新①	○	○	H29.12.14
148	131	急傾斜地	Ⅲ-1-9464	勝岡20	○	○	H29.12.14
149	132	急傾斜地	Ⅲ-1-9465	勝岡21	○	○	H29.12.14
150	133	急傾斜地	Ⅲ-1-9466	勝岡22	○	○	H29.12.14
151	140	急傾斜地	Ⅲ-1-9472-1	上米満-1	○	○	H29.12.14
152	141	急傾斜地	Ⅲ-1-9472-2	上米満-2	○	○	H29.12.14
153	142	急傾斜地	Ⅲ-1-9473	谷-2	○	○	H29.12.14
154	143	急傾斜地	Ⅲ-1-9477	寺柱-5	○	○	H29.12.14
155	144	急傾斜地	Ⅲ-1-9478	高畑3	○	○	H29.12.14

資料30-2

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧(土石流)

No.	宮崎 No.	自然現の 種類	危険箇所 番号	区域名	県の指定		告示 年月日
					警戒	特別警戒	
1	1	土石流	04-341-1-001	切寄谷1	○	○	H21.2.26
2	2	土石流	04-341-1-002	切寄谷3	○	○	H21.2.26
3	6	土石流	04-341-1-005	秋丸谷	○	○	H21.2.26
4	7	土石流	04-341-1-006	政矢谷1	○	○	H21.2.26
5	29	土石流	04-341-2-011	仮屋谷1	○	—	H22.1.18
6	30	土石流	04-341-2-012	仮屋谷2	○	○	H22.1.18
7	12	土石流	04-341-1-011	寺柱谷1	○	○	H24.4.23
8	13	土石流	04-341-1-012	寺柱谷2	○	○	H24.4.23
9	14	土石流	04-341-1-013	寺柱谷3	○	—	H24.4.23
10	47	土石流	04-341-2-025	高畑谷1	○	○	H25.2.12
11	48	土石流	04-341-2-026	高畑谷2	○	○	H25.2.12
12	49	土石流	04-341-2-027	高畑谷3	○	○	H25.2.12
13	50	土石流	04-341-2-028	高畑谷4	○	○	H25.2.12
14	51	土石流	04-341-2-029	寺柱谷4	○	—	H25.2.12
15	5	土石流	04-341-1-004	天木野谷	○	○	H26.2.6
16	23	土石流	04-341-2-006	牧野谷	○	○	H26.2.6
17	32	土石流	04-341-2-013	表川内谷1	○	○	H26.2.6
18	33	土石流	04-341-2-014	表川内谷2	○	○	H26.2.6
19	34	土石流	04-341-2-015	表川内谷3	○	○	H26.2.6
20	35	土石流	04-341-2-016	轟木谷4	○	○	H26.2.6
21	24	土石流	04-341-2-007-1	走持谷-1	○	○	H27.1.29
22	25	土石流	04-341-2-007-2	走持谷-2	○	○	H27.1.29
23	26	土石流	04-341-2-008	荒口谷	○	—	H27.1.29
24	31	土石流	04-341-2-012-新①	仮屋谷2-新①	○	○	H27.1.29
25	3	土石流	04-341-1-002-新①	切寄谷3-新①	○	○	H28.4.18
26	4	土石流	04-341-1-003	轟木谷1	○	—	H28.4.18
27	8	土石流	04-341-1-007	政矢谷2	○	○	H28.4.18
28	9	土石流	04-341-1-008	大八重谷1	○	—	H28.4.18
29	10	土石流	04-341-1-009	轟木谷2	○	—	H28.4.18
30	17	土石流	04-341-2-001	福留谷1	○	○	H28.4.18
31	18	土石流	04-341-2-001-新①	福留谷1-新①	○	—	H28.4.18
32	19	土石流	04-341-2-002	福留谷2	○	○	H28.4.18

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧

No.	宮崎 No.	自然現の 種類	危険箇所 番号	区域名	県の指定		告示 年月日
					警戒	特別警戒	
33	20	土石流	04-341-2-003	福留谷3	○	—	H28.4.18
34	21	土石流	04-341-2-004	福留谷4	○	○	H28.4.18
35	22	土石流	04-341-2-005	轟木谷3	○	○	H28.4.18
36	27	土石流	04-341-2-009	清水谷	○	○	H28.4.18
37	28	土石流	04-341-2-010	大八重谷2	○	○	H28.4.18
38	36	土石流	04-341-2-017	梶山谷	○	○	H28.10.6
39	37	土石流	04-341-2-018	中野谷1	○	○	H28.10.6
40	38	土石流	04-341-2-018-新①	中野谷1-新①	○	—	H28.10.6
41	39	土石流	04-341-2-020	細目谷2	○	○	H28.10.6
42	40	土石流	04-341-2-020-新①	細目谷2-新①	○	○	H28.10.6
43	41	土石流	04-341-2-021	細目谷3	○	—	H28.10.6
44	42	土石流	04-341-2-023	細目谷5	○	○	H28.10.6
45	43	土石流	04-341-2-023-新①	細目谷5-新①	○	○	H28.10.6
46	44	土石流	04-341-2-023-新②	細目谷5-新②	○	○	H28.10.6
47	45	土石流	04-341-2-023-新③	細目谷5-新③	○	○	H28.10.6
48	11	土石流	04-341-1-010	谷谷	○	○	H29.12.14
49	15	土石流	04-341-1-014	小鷺巣谷1	○	○	H29.12.14
50	16	土石流	04-341-1-015	小鷺巣谷2	○	○	H29.12.14
51	46	土石流	04-341-2-024	中野谷2	○	○	H29.12.14

資料30-3

三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 指定一覧(地滑り)

No.	宮崎 No.	自然現の 種類	危険箇所 番号	区域名	県の指定		告示 年月日
					警戒	特別警戒	
1	1	地滑り	10-1	中野	○	—	R4.1.17
2	2	地滑り	10-2	高畑	○	—	R4.1.17
3	3	地滑り	10-3	寺柱	○	—	R4.1.17
4	4	地滑り	土-1	切寄	○	—	R4.1.17

危険区域内要配慮者利用施設

河川浸水想定 区域内 要配慮者利用 施設	江夏整形外科クリニック	三股町大字宮村 2841-1
	江夏整形外科デイサービスセンター Prop (プロップ)	三股町大字宮村 2846-1
	エスプリ都城デイサービスセンター	三股町大字宮村 2751-25
	都城農業高校 三股牧場	三股町大字蓼池 1060 番地
土砂災害警戒 区域内 要配慮者利用 施設	インクル	三股町大字宮村 862-1
	勝岡小学校	三股町大字餅原 973 番地
	宮村小学校	三股町大字宮村 1295 番地
	長田小学校	三股町大字長田 6203 番地

指定避難路一覽

番号	路線番号	路線名	基点から 終点まで	延長 (m)
1	12	都城東環状線	大字蓼池字村ノ前 1263 番1地先 大字宮村字宇都 135 番2地先	9,898.40
2	33	都城北郷線	大字樺山字唐橋 1838 番4地先 大字長田字大八重 5293 番3地先	17,978.00
3	47	三股高城線	大字長田字水戸口 978 番2地先 大字長田字方境 2334 番1地先	2,274.10
4	108	財部庄内安久線	大字宮村字堀川 2234 番1地先 大字蓼池字筆無 930 番1地先	4,432.90
県道小計				34,583.40
5	6002	並木線	大字宮村字畑田 1774 番1地先 大字宮村字下鷹 2392 番地先	2,458.40
6	6003	三股駅・小鷺巣線	大字樺山字射場前 4573 番 72 地先 大字宮村字鶴 444 1号番1地先	3,137.78
7	6004	餅原線	大字餅原字徳枡 1016 番3地先 大字長田字関田 2171 番1地先	2,031.90
8	6005	勝岡・蓼池線	大字蓼池字城下 457 番地先 大字蓼池字上村 4144 番5地先	2,829.46
9	6006	切寄線	大字長田字諏訪原 3339 番2地先 大字長田字城内 2780 番2地先	592.78
10	6014	上米公園線	大字樺山字大工原 3259 番1地先 大字樺山字宮田 2980 番2地先	761.93
1級町道小計				11,812.25

11	7051	新馬場・今市線	新馬場4番9地先 大字樺山字花見原 4844 番1地先	1,399.94
12	7052	小鷺巢・小塚平線	大字宮村字平原 351 番1地先 大字宮村字田尻 893 番 98 地先	1,370.88
13	7053	寺柱・依徳線	大字宮村字一町田 1505 番5地先 大字宮村字尾崎 3705 番地先	2,254.09
14	7054	大鷺巢・高畑線	大字宮村字村前 1770 番 13 地先 大字樺山字木畑 1100 番1地先	669.92
15	7055	谷・高畑線	大字樺山字大工原 3152 番1地先 大字樺山字高畑 870 番4地先	1,910.83
16	7056	町前・中野線	大字樺山字栗原 3491 番1地先 大字長田字堂ノ下 248 番口地先	2,603.49
17	7057	梶山・中野線	大字長田字天神原 3032 番6地先 大字長田字堂ノ下 296 番1地先	2,159.91
18	7058	島津紅茶園・切寄線	大字蓼池字牛ヶ迫 2172 番1地先 大字長田字諏訪原 3335 番地先	4,007.31
19	7059	高才・餅原・市場線	大字樺山字丸岡 1258 番地先 大字餅原字中原 822 番2地先	4,522.18
20	7064	谷・植木線	大字樺山字藤ノ尾 1221 番2地先 大字宮村字植木 2880 番1地先	2,299.53
21	7065	蓼池・小園線	大字蓼池字中原 3870 番地先 大字蓼池字通脇 2991 番1地先	1,710.92
22	7067	餅原・蓼池線	大字餅原字今村 146 番2地先 大字蓼池字南原 2633 番2地先	1,882.52
23	7068	上米・植木線	大字樺山字大工原 3152 番地先 大字樺山字河辺田 2620 番1地先	1,548.48
24	7069	稗田線	稗田 39 番1地先 大字樺山字古堀 1978 番3地先	753.37
25	7070	植木・大鷺巢線	大字宮村字岡下 3596 番1地先 大字宮村字一万城 2804 番1地先	2,258.01
26	7071	牧野・内之木場線	大字長田字秋丸 6175 番7地先 大字長田字政矢谷 5455 番6地先	5,847.69
27	7072	都城・三股線	大字樺山字東原 4491 番3地先 稗田 57 番1地先	2,369.00

28	7073	山王原・早水線	大字樺山字松原 4059 番7地先 大字樺山字花見原 4914 番2地先	2,596.39
29	7074	唐之橋・並木線	大字樺山字河辺田 3036 番9地先 大字宮村字並木 2577 番地先	1,664.40
30	7075	山王原・上米線	大字樺山字大工原 3254 番3地先 大字樺山字松原 4117 番1地先	800.09
31	7076	役場前通り線	五本松 10 番1地先 大字樺山字栗原 3570 番 19 地先	670.46
32	7077	病院通り線	大字樺山字大工原 3147 番5地先 大字樺山字松原 3993 番3地先	1,009.83
33	7078	新馬場・榎堀線	大字樺山字榎堀 4645 番9地先 中原 17 番1地先	935.32
2級町道小計				47,244.56

34	116	前目・蓼池北2号線	大字蓼池字下原 1475 番2地先 大字蓼池字中原 4730 番地先	1,064.54
35	219	蓼池南・三原3号線	大字蓼池字大原 1828 番1地先 大字蓼池字出水 5313 番1地先	634.59
36	237	前目 19 号線	大字蓼池字村ノ前 1476 番3地先 大字蓼池字村ノ前 1263 番1地先	623.20
37	238	前目 20 号線	大字蓼池字村ノ前 1454 番地先 大字蓼池字村ノ前 1345 番9地先	558.88
38	347	勝岡 17 号線	大字餅原字南原 996 番1地先 大字餅原字下原 646 番2地先	709.65
39	421	餅原 30 号線	大字餅原字今村 257 番地先 大字餅原字迫間 121 番地先	241.40
40	449	梶山2号線	大字長田字宮前 1132 番1地先 大字長田字山田川原2番2地先	570.45
41	485	梶山 37 号線	大字長田字辻原 3407 番地先 大字長田字坂ノ下 3246 地先	437.37
42	487	梶山 39 号線	大字長田字諏訪原 3328 番地先 大字長田字坂ノ下 3139 番1地先	757.23
43	490	梶山 42 号線	大字長田字諏訪 3337 番地先 大字長田字天神原 3012 番地先	511.79
44	515	今市 15 号線	新馬場 28 番1地先 大字樺山字花見原 4873 番地先	792.13
45	706	下新・山王原3号線	大字樺山字天神 4275 番2地先 大字樺山字松原 3993 番9地先	1,658.47
46	758	下新・東原1号線	大字樺山字新道 4376 番3地先 大字樺山字榎堀 4518 番 12 地先	886.99
47	775	東原 15 号線	大字樺山字榎堀 4601 番1地先 大字樺山字榎堀 4672 番 50 地先	396.11
48	1030	谷5号線	大字樺山字中村 629 番5地先 大字樺山字上園 561 番2地先	288.82
49	1057	高畑 13 号線	大字樺山字木畑 1082 番地先 大字樺山字坊ヶ野(国有林)98 は 13 先	3,144.92
50	1069	櫛田・山田・田上線	大字樺山字藤ノ尾 1263 番3地先 大字長田字方境 2222 番地先	5,523.51

51	1142	小鷺巣 24 号線	大字宮村字宇都 136 番1地先 大字宮村字田尻 819 番地先	1,289.21
52	1229	仮屋5号線	大字長田字秋丸 6165 番地先 大字長田字高野 6079 番2地先	781.51
53	1241	仮屋 14 号線	大字長田字温水 4815 番1地先 大字長田字長原 4885 番 16 地先	1,124.07
54	2868	轟木・表川内線	大字長田字下仮屋 6615 番6地先 大字長田字鶴ヶ平 4107 番地先	64.00
55	2894	植木 78 号線	大字樺山字木原 1905 番4地先 大字樺山字植木原 1852 番4地先	496.61
56	2911	河辺田通り線	大字樺山字蔵元 2789 番2地先 大字樺山字河辺田 2020 番2地先	1,609.82
その他町道小計				24,165.27
避難路合計				117,805.48

三 股 町

土砂災害・洪水ハザードマップ

詳細は、下記の三股町公式サイトを参照

<https://www.town.mimata.lg.jp/contents/790.html>